

農産物貿易分野の国際ルール形成とその「体系」化——動植物検疫・食品安全分野を例にとって

早稲田大学日米研究機構(日米研究所) 客員上級研究員
林 正徳

《目次》

1. はじめに——日本における「貿易自由化」のパーセプション
2. 農産物貿易分野に関する国際ルールの形成——動植物検疫・食品安全分野の場合
 - ・検疫の起源、食品の安全と食料安全保障、安全と品質：動植物検疫と食品安全に関する国際的枠組みの形成 (1) 動物検疫 (2) 植物検疫 (3) 食品安全措置
 - ・動植物検疫と食品安全を包含する多国間ルールの形成：(1) 輸出入の禁止・制限の撤廃に関する国際条約(1927年) (2) ハバナ憲章と貿易と関税に関する一般協定 (3) 東京ラウンドとスタンダード・コード
3. ウルグアイ・ラウンドにおける衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定) の成立
 - (1) ウルグアイ・ラウンド農業交渉と SPS 交渉 (2) SPS 協定の概要 (3) NGO の登場
4. 農産物貿易分野に関する国際ルールの「体系」化——動植物検疫と食品安全分野に関する多国間の枠組みと地域貿易協定
 - (1) SPS 協定と SPS 措置に関する「3 姉妹」の貿易ルール (2) 地域貿易協定との関係：北米自由貿易協定 (NAFTA)、ウルグアイ・ラウンド以後の地域貿易協定、SPS 措置に関する貿易ルールの今後

1. はじめに——日本における「貿易自由化」のパーセプション

日本において農業・食品に関する貿易問題とは、すぐれて「輸入自由化」問題であり、「輸入自由化」とは輸入関税の引き下げ・撤廃と輸入数量制限 (IQ) の拡大・撤廃を意味した。日本の農産物貿易政策とは、端的にはこれらに関する相手国からの要求を国内的に受け入れられる形に緩和する対外・国内調整を意味したと言ってよい。

日本の農産物貿易政策には、品目により「保護」と「自由化」にはっきりした選択性が見られるとともに、「輸入自由化」に関して官と民、すなわち農林水産省と農業団体でパーセプションが共有されているという、2 つの特徴がある。

品目による「保護と自由化」の選択制とは、日本の場合、農産物は関税を撤廃している品目のグループと輸入数量制限 (ウルグアイ・ラウンド後は関税枠) を設けている、

いわゆる「センシティブ」品目のグループに明確に分けられ、後者については多くが国家貿易制度のもとで管理され、さらには価格支持制度とセットになっている。日本政府は、国内的に重要な品目についての価格支持制度の機能を確保するために確実な国境措置を設ける一方、「センシティブ」とされない品目、特に原料農産物については関税の撤廃すら行ってきた¹。

農林水産省と農業団体は、こうした政策の遂行に関して利害を共にしているだけに、「貿易自由化」についてのパーセプションを共有している。両者は、コメを中心とする「センシティブ」品目の国内生産を維持する見地から、これらについての市場アクセス拡大に一貫して反対してきた。国境措置としては関税削減の緩和はもちろん、輸入数量制限(関税枠)の維持に特に固執した。後者に固執した理由としては、輸入障壁としての効果が確実であること、補助金支出を要することのない農業保護措置であったこと、枠の配分を通じて業界情報の入手、さらには業界指導が容易であったことなどが挙げられよう。

こうした事情を考慮すれば、日本において農産物「貿易自由化」問題がことさら政治問題化する理由が明らかになる。

ところで、第二次世界大戦後の世界において、1947年に締結された「貿易と関税に関する一般協定」(GATT)が多国間の貿易ルールとして機能してきた。これに基づくラウンド交渉においては関税の引き下げが主たる交渉内容であった。しかしながら、しだいに輸入関税以外の国境・国内規制措置が「非関税障壁」(NTB)として問題とされるに至り、東京ラウンド(1973～79年)においては「東京ラウンド・コード」と呼ばれる、さまざまな分野についてのルールが定められるに至った²。しかし、これらはそれぞれの署名・批准国のみを拘束し GATT 締約国すべてを規律するものではなく、規律内容にも不備があるなどの問題があったこともあって、ウルグアイ・ラウンド(1986～1994年)の結果全加盟国を拘束し、規律内容もより詳細・強化されたさまざまな協定が定められた。また、これまで GATT の対象外であったサービス、知的所有権といった新たな分野に関しても貿易ルールが定められるに至った。これらのルールの内容は、従来からの関税水準の引き下げや輸入枠の拡大を通じた輸出相手国の市場へのアクセスのみでなく、さまざまな利益・権利の保護を内容とするものも多い。こうしたことから、これ

¹飼料用トウモロコシ、大豆、菜種、てん菜、サトウキビなどは譲許税率無税。1994年4月に終結したウルグアイ・ラウンド農業交渉の結果、農産物約1,500品目(HS4桁ベース)のうちIQ制度からTQ制度に移行したのは麦類、バター、脱脂粉乳などの乳製品、でんぷん、雑豆、ラッカセイ、こんにゃく芋、蒟、生糸、豚肉の144品目。コメ(16品目)については特例措置としてIQ制度を維持したが1999年から関税化。以上のうち、コメ、麦類、乳製品、生糸の9品目について国家貿易制度の対象。

²「協定」の名称を冠しているのは貿易の技術的障害に関する協定(スタンダード・コード)、GATT第6条の実施に関する協定(アンチダンピング・コード)など7協定。

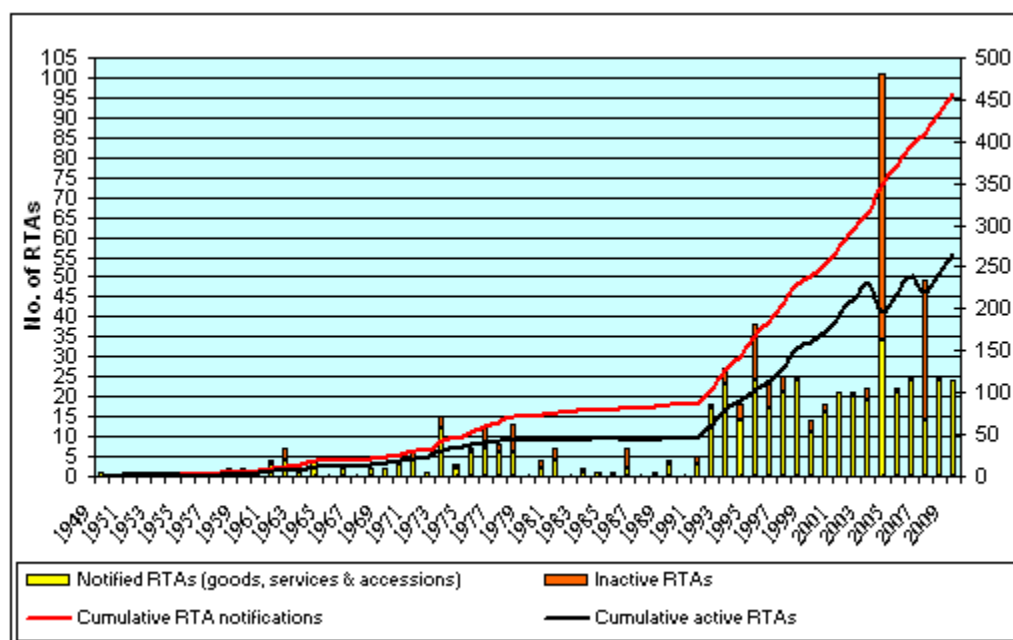
ら国際貿易ルールを「貿易自由化」のための枠組みであると単純に形容することは適当ではなくなってきたと考えられる。少なくとも、WTO 加盟国政府はこうした貿易ルールの枠組みのもとで関係国間および国内的に複雑な政策調整を迫られるようになった。さらに、各国政府が貿易相手国の政策や制度と無関係に自国の政策を追求し制度を維持することがしだいに困難となってきたことを背景に WTO のもとでのこうした貿易制度が生み出されることとなったと言うこともできよう。

ウルグアイ・ラウンド後に顕著となった国際貿易ルールの動きとしては、地域貿易協定 (Regional Trade Agreement, RTA)³の急速な拡大がある。GATT 時代においても、自由貿易協定や関税同盟の形での地域貿易協定はしだいに増加してきていたが、ウルグアイ・ラウンド後数量的に増加傾向が飛躍的に拡大する(図参照)とともに、質的にも 1992 年に締結された北米自由貿易協定 (NAFTA)をはじめとして、関税の撤廃といった従来の貿易自由化の枠組みを超え、WTO 協定で対象範囲としていない分野すら対象にした貿易ルールを定めるに至っている⁴。

³ 地域貿易協定とは、「地域ベースで貿易を自由化または円滑化するための政府の行動、しばしば自由貿易地域または関税同盟を通じて行われる」と定義される (WTO/Regional Trade Agreements Gateway, Scope of RTAs)。自由貿易地域と関税同盟は GATT24 条で定義されり規律されてきたが、ウルグアイ・ラウンド後はサービス分野での加盟国間の経済統合 (Economic Integration) はサービス協定第 5 条により定義され規律されている。なお、日本の場合「経済連携協定」(Economic Partnership Agreement, EPA)として「FTA の要素を含む、幅広い範囲をカバーする協定」と説明されている(外務省ホームページ)が、RTA として WTO に通報されている。

⁴ Preeg[1995]は、1980 年代には世界の貿易は西ヨーロッパ、北米、東アジアに 3 極化し、西ヨーロッパでは EC、EFTA、北米では米国・カリブ海諸国(1982 年)、米国・カナダ(1988 年)、東アジアでは豪・NZ、ASEAN、そして FTA の形こそ取らないものの日本、中国を核として地域的な経済統合の動きが進められていたなかでウルグアイ・ラウンドが行われたと指摘したうえで(15～18 ページ)、今後包括的な内容の地域的自由化グループの拡大・深化が生じてゆくであろうとしている(217～220 ページ)。特にウルグアイ・ラウンド後の RTA の急激な増加の背景には、旧ソ連邦の崩壊に伴う中・東欧諸国による RTA の結成のほか、ウルグアイ・ラウンドのような多国間貿易交渉が失敗した場合に備えての「保険」的な要素があったとの指摘もある (Fiorentino et al. [2006] p.13)。

世界の地域貿易協定(RTAs)の推移(1948-2009)



出典:WTO 事務局 注:年ごとの数は発効ベースである。

しかしながら、日本においては依然として地域貿易協定問題はもっぱら関税撤廃問題として取り扱われており、最近の TPP 拡大交渉への参加の是非をめぐる論議においても同様である。興味深いことは、政府資料、民間による論述はともに関税撤廃以外のさまざまな分野にも問題が存在することを認知しているものの、抽象的な指摘に止まって参加による日本へのこれらの影響についての総合的な検討が全くなされていないこと、農産物分野における関税撤廃の影響との重要度の比較考量もなされていない点で共通している⁵。こうしたこともあって、TPP 参加による我が国への影響評価は関税撤廃を行なった場合の試算結果のみに基づいて行われている⁶。

こうした我が国における貿易問題を農産物の、しかも市場アクセス面のみをことさら問題にする傾向は、ウルグアイ・ラウンドにおいても顕著にみられ、当時の日本にとつ

⁵ 内閣官房[2010]は環境、労働などの新規分野が含まれる見込みであることを述べ(資料 1、6 ページ)、規制改革・自然人の受け入れに関しする主要国からの要望リスト(参考資料 4～5 ページ)を掲載している。石田[2011]はサービス、投資、労働、知的財産権について(10 ページ)、服部[2010]は「金融、医療など、労働者の移動を含むサービス分野」(42 ページ)の問題を指摘している。また、本年 3 月 12 日付週刊『東洋経済』も人の移動、知的財産、商事紛争の解決方法、規格統一問題の存在を指摘している(48～49 ページ)。

⁶ 石田[2010]、内閣官房[2010]など。農林水産省による EPA/FTA の現状に関する資料[2010]も関税や IQ のみを取り扱っている。

てコメの関税化がラウンド交渉での唯一最大の問題であった感があった⁷。しかしながら、すでに昭和初期に東畑精一がモノのアクセスと労働の移動は密接に関連しており、前者のみを切り離して論じることにはできないことを指摘している⁸ことを考えれば、今なおこのような反応が日本においてみられることは驚きと言うほかはない。

この理由としては、日本のマスコミ報道がきわめて画一性が高いこと、学問分野の専門分化が進む一方で学際的なアプローチが十分でないこと、政府に総合的な調整部局が未発達であるためいわゆる「タテ割り」のアプローチによってしか問題接近と対応が行ない得ないことなどが理由として挙げられよう。

ウルグアイ・ラウンドを境にして国際貿易ルールに関する多国間の枠組みである GATT/WTO に質的な変化が生じたと考えられる。長年にわたり GATT においては関税の引き下げ・撤廃を中心とする「自由貿易」(free trade) が究極目標であった。しかしながら、今日の国際貿易関係で必要とされているのは「公正貿易」(fair trade) であり、しかもモノの分野に止まらずサービス・知的所有権、さらには投資や労働の分野を含めた広範な対象に関するルールに基づいた貿易である。このことは、貿易交渉でも関税以外の非関税障壁 (Non-tariff barriers, NTBs) の単純な撤廃交渉からこれらの内容・性格に応じ撤廃するか存在意義を認めたいうえでのルール化へと大きな変化が生じてきていると言えよう。その代表的な例として動植物検疫・食品安全分野を以下取り上げる。

2. 農産物貿易分野に関する国際ルールの形成 ——動植物検疫・食品安全分野の場合

一般的な理解としては、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS 協定) は動植物検疫および食品の安全に関する措置を対象とし、食品の品質に関する措置は「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT 協定) によって規律されるということが出来る⁹。

しかしながら、SPS 協定に関する論述はもっぱらいわゆる「食の安全」の見地から取

⁷ 当時筆者にこの点を尋ねられた某新聞記者は「コメのことを書かないと記事をデスクが取り上げてくれない」と答えたことがある。

⁸ 東畑精一は1930年代前半のコメ生産過剰問題と外地米の輸入増を背景とした朝鮮からのコメ輸入制限論に対して、コメの過剰問題は需要と供給のメカニズムにより調整するほかなく、人為的にモノの輸入制限を行ったとしても人の移動を止めることはできない、「米穀の輸入制限を為せば人間の移動が始まる」と指摘した(東畑[1936]315～321 ページ)。

⁹ SPS 協定上はこれらに関する国際機関が明記されているが、対象をこれらに限定しているわけではない。

り上げる傾向があり¹⁰、食品安全を論じる場合には動植物検疫を捨象しているように見受けられる。また、食料安全保障との関係も全く考慮されていないように思われる。

(検疫の起源、食品の安全と食料安全保障、安全と品質)

「検疫」は人の健康に関して始められた。「検疫」(quarantine)は、14 世紀半ばのベネチア共和国でペストが流行している可能性のある場所から来た人や商品を 40 日間(quarante giorni)検疫所に止める制度が設けられたことに帰されている¹¹。このように、何らかの人、動物に関する伝染性の病気が侵入する危険があると判断された場合に、人や財貨の移動を止める措置がとられていたこと、こうした措置はおそらくこの時代よりもさらにさかのぼるものであったであろうことは、重要な点である。

かつては、食料安全保障と食品安全も同義語であった¹²。前者は食料の安定的な確保に対するリスクに対応するものであり、後者は食料の衛生上のリスクに対応するものである。先進国においても、この両者が区別されるようになったのは比較的近年のことであり、日常的に摂取する食品自体に衛生上の危険が存在し、飢饉などによる供給不足の際には「限界的な」食物も摂取されたことから、飢饉の際の死因は餓死や栄養不良だけでなく食品衛生事故に起因した病死も多く発生した¹³。

SPS 協定に関する紛争事案で措置の正当化のために「予防原則」(precautionary principle)¹⁴が援用されたことから、この立場からの論述も多い¹⁵。しかしながら、科学的な知識が不十分であった時代においては、疾病や死亡に至る原因やメカニズムが不明な中でこれを予防するため、経験則をもとにした用心(precaution)は当然のことであった。

¹⁰ Echols[2001]、Button[2004]、Scott[2007]など。

¹¹ Beckmann[1780~1805]邦訳 265~271 ページ、Ebbels[2003]1 ページ。

¹² Bossis[2005]は、food security に対応するフランス語の la sécurité alimentaire が EC 委員会文書において food security と food safety のいずれの意味でも用いられることがあることを指摘し、FAO 文書などにおける food security の意味内容が第一義的に「衛生的な食料の量的な確保」からより広義の「品質的・量的に十分な確保」へと変わってきたことを論証している(26~33 ページ)。

¹³ Ferrières[2002]は、19 世紀後半でのパスツールに代表されるさまざまな病原体の発見とこれらへの対処方法が見出されるまでは、人々にとって日常、非日常を問わず食品に関するリスクは把握困難であるとともに常に存在するものであった、と指摘している(10~13 ページ)。

¹⁴ 「予防原則」は、1970 年代にドイツの環境政策において生まれ、1980 年代には環境保全と経済発展の両立のための基本原理として確立し、1992 年 6 月のリオ宣言の原則 15 の「予防的アプローチ」(precautionary approach)をはじめ、同年の気候変動条約、生物多様性条約などの国際条約で採用されることになり、さらに「その適用領域も環境法の枠を越え、遺伝子組み換え作物や BSE 規制等の食品衛生、HIV や肝炎汚染の恐れのある血液製剤の規制など医事法の領域など、人間の生命や生活にかかわる広範な領域に広がりつつある」とされる(橘木ほか[2007]106 ページ)。

¹⁵ 藤岡[2007]、山下[2008]、Echols[2001]、Button[2004]、Scott[2007]、Epps[2008]など。

先進国で食品衛生に関する体系的な法整備が行なわれるようになったのは 19 世紀以降のことである¹⁶が、すでに中世ヨーロッパにおいても、最も基本的な食料であったパン、獣肉そして魚¹⁷については公的な規制が早くから行なわれていた。都市化が進展する中で、ペスト禍を契機として 13～15 世紀にはこれらに関する規制措置が都市国家で整備された。食肉のための家畜は生きたまま城内に連れてこられ、検査を済ませた後決められた場所で決められた人によってと殺され、生鮮肉として一定日数内に販売されねばならず、販売に従事する者の衣服などは清潔でなければならなかった。と殺の時まで「生きた」状態であることは、健康な状態であるか否かの重要な判断基準であった。加工していない「生鮮な」肉として販売することは、古くなった肉を加工してごまかすことを防ぐためであった。パリの場合、と殺後冬場で 2 日以内、夏場で 1 日半以内のものしか販売を許されなかった。魚の場合、ジュネーブでは夏場は当日中、冬場は翌日まで、ただしマスやペルシュについては 3 日以内と定められていた。

飼料についての規制もあった。豚は城内で飼われることもあったが、と畜場の近くでは禁止されていた。と畜場で発生した血、内臓などの廃棄物を摂取する可能性を排除するためであった。

パンの場合には価格・量目が統制され、原料穀物は公的備蓄を使用していた。衛生上の見地から使用する水の水質も規制されていた。こうした規制のない農村部ではパンはすべて自家製で、小麦以外のライムギなどの穀物、ナッツ類、豆類を混ぜて作られることが普通であった。食料不足時には品質が劣化したものを用いることが多かったから、これに起因する疾病が広く発生した。また、麦角菌による中毒も広くみられ、特にライムギの消費が多い地域では風土病の観を呈していた¹⁸。

今日、食料安全保障と食品の安全性はそれぞれ別個の概念として論じられる傾向がある。しかしながら、以上見たように、この両者は本質的には同根の、相互に密接に関連した問題である。このことを念頭に置きつつ、人、動植物に関する国際ルールの形成過程をたどることとする。

（動植物検疫と食品安全に関する国際的枠組みの形成）

（1）動物検疫

¹⁶ ベルギーで 1830 年、ドイツで 1870 年、英国では 1875 年に整備された。米国の食品医薬品法は 1906 年のことである (Ferrières[2002]12 ページ)。

¹⁷ パンは基礎的な食料であった。カソリック国では四旬節と精進日に獣肉は禁忌とされ、この期間（年間約 150 日）は魚を食べるものとされていた。18 世紀のジュネーブでは成人 1 人 1 日当たりのパンの消費量は 500g、肉類は 160g と推定されている。低所得者の場合、パン代が食料品支出の中で最大の項目であり、家計支出の半分以上を占めていた (林[2005]40～51 ページ)。

¹⁸ Ferrières[2002]48～59、212～213 ページ。パンに関する規制の詳細は林[2005]232～256 ページ。

動物検疫は、16 世紀末から 18 世紀初めにかけてのヨーロッパでの牛疫 (rinderpest)¹⁹の流行を契機に始まった。中世末以降の牛肉消費の増加に対応して牛は広域的の貿易されていた。ヨーロッパでの肉牛の大規模な生産地帯はハンガリーを中心とする黒海沿岸クリミア半島にかけての地域で、ドナウ川を經由して主な消費地である北イタリア、ライン川流域のドイツに運ばれてきていた。すでに 1600 年代のベネチアは年間2万頭を輸入していた。「ハンガリー牛」による病気の流行に際して北イタリアの諸都市国家はこの輸入禁止措置をとり(1599 年)、汚染地域と非汚染地域との境界や緩衝地域の設定、必要な場合の国境・港湾の閉鎖措置をとった(1660 年代)。さらに 18 世紀初めの大流行に際してイタリアのランチシ (Giovanni M. Lancisi) ほか²⁰が 1711 年にまとめた、①病気が発生した地域からの家畜の移動禁止、②り患した可能性のある家畜の隔離、③り患したかその可能性のある家畜のと殺処分等の措置が普及することになった。英国ではと殺処分した家畜についての金銭補償とと殺した家畜の焼却処分措置が加えられ、今日の家畜伝染病についての措置の基本型がこれによりできあがったとされる²⁰。

19 世紀にはいっても牛疫の大規模な発生を防ぐことができなかったことから、1863 年に 99 ヶ国の代表を集めて牛疫、口蹄疫など家畜伝染病の発生防止と対策のための初の国際会議がハンブルグで開催され、このための国際機関の設立の必要性が指摘された。しかし、これが実現したのは第一次世界大戦後の 1924 年のことである。

世界大戦後、生きた牛、牛肉の国際貿易が活発化した。そのような中の 1920 年、インドからブラジル向けのゼブー (zebu) 牛を乗せた船がアントワープに寄港した後、ベルギーとブラジルで牛疫が発生した。これを機に、家畜伝染病の発生状況や各国における措置に関して情報交換を行い、協力して対策を講じる必要性が認識され、フランスの提唱で 1921 年に 42 ヶ国が参加して国際会議が開催された結果、「国際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル為ノ国際協定」が 1924 年に 28 ヶ国により署名された²¹。

その後、1960 年には魚類など水生動物についての疾病についての取り組みを開始し、1970 年代末以降は組織体制を一層整備するとともにアフリカ、南北アメリカ、アジア極東オセアニア、ヨーロッパおよび中東 5 地域の地域委員会と代表部を置くようになった。

¹⁹ 偶蹄類のウィルス性疾患。牛と水牛に感染した場合には死亡することが多い。中央アジアを起源とし、古代エジプト時代にすでに牛疫と見られる記述がある。牛疫ウィルスが発見されたのは 1902 年のことである。

²⁰ Ferrières[2002]233～261 ページおよび山内[2009]1～14,23～24 ページによる。ただし、牛疫だけが問題となっていたわけではない。り患した家畜の「予防的と畜」は伝染の拡大と食物連鎖への侵入を防止するために広く行なわれるようになった。炭疽病のように人への伝染の可能性が懸念される動物伝染病が存在したことは、BSE 問題を理解するうえでも重要な点である (Ferrières[2002]294～311 ページ)。

²¹ 日本が加盟したのは 1930 年。山内[2009]40～42 ページおよび OIE[2009]による。

ウルグアイ・ラウンド中には BSE や動物愛護といった問題についても検討が行われていた。

(2) 植物検疫

植物防疫の場合も貿易に伴う植物の病気の伝播がきっかけであった。すでに 1752 年にスウェーデンの博物学者リンネ(Carl Linnaeus (von Linné))は、北米に存在するエンドウ豆の害虫(甲虫)が英国に輸入されたエンドウ豆を通じて英国のみならずヨーロッパ大陸全土に蔓延する危険性があることを指摘し、その対策のひとつとして今日一般的に用いられている薫蒸処理(fumigation)を施すことの必要性を指摘した。

実際に発生した大規模な災害としては、19 世紀半ばのアイルランドで餓死、病死合わせて 100 万人を超す死者と大量の外国移民が発生した「ポテト飢饉」があった。当時のヨーロッパでは農業の大規模化と生産性の向上のための作目の単一化(monoculture)が進展し、増大する肥料需要を賄うために南米からグアノ(guano)が輸入されていた。アイルランドではジャガイモが主食であった²²が、メキシコからこの肥料輸入ルートを通じてもたらされたと推定される胴枯れ病が発生したため、ジャガイモ収穫量が激減したことから、多くの死者と大量の人口移動を引き起こすことになった²³。

植物防疫に関する国際的枠組みの形成のきっかけとなったのは、米国からもたらされたブドウの苗木に付着していたアブラムシの一種フィロキセラ(Phylloxera vastatrix)のフランスを中心とするヨーロッパのブドウ園での蔓延であった。19世紀の半ば、西ヨーロッパではワイン生産が需要の伸びに支えられて大きく伸びていた。これに加えて、農作物の品種改良のために種子・苗木の貿易が盛んに行なわれていた。1860 年代半ばに南フランスで最初の発生が見られた後、1870 年代に南欧諸国とドイツ、1980 代に入ってスイス、東欧、ロシア地域に広がった²⁴。被害面積が広範で被害園地の収穫量は激減したが、「ポテト飢饉」の場合と異なり、ワインの場合には全体的にはむしろ増加した。最も大きな影響を被ったフランスの場合、1890 年代に被害はブドウ作付地域全体に広がったが、ブドウ作付面積は最大となった 1875 年の 240 万 ha から 1900 年に 170 万 ha (30%減)となったものの、ワイン生産量は 10%増加していた。これは、被害が最も大きかった南フランスを中心に多収穫品種への改植が進められるとともに、大規模化が進んだことなどによる²⁵。

²² 低所得者の場合成人1日1人当たり 5~6kg を消費していた。

²³ ジャガイモの胴枯れ病が 1845 年から 2 年続きで発生し、収穫量は 1845 年には前年の 3 分の 2、翌年には 5 分の 1 となった。コレラや赤痢などの流行もあって 5 年間で当時の人口の 8 分の 1 に当たる 107 万人が死亡し、10 年間に北米だけで 200 万人近くが移民したとされる (Donnery[2001])。

²⁴ Garrier[1989]25~44 ページ。

²⁵ これによるフランス産ワインの生産過剰と品質の低下、植民地であったアルジェリア産も含め輸

こうした広範な被害に直面して、1878年にベルンでヨーロッパ7カ国が参加して国際会議が開催され、「フィロキセラに対してとるべき措置に関する国際協定」(International Convention on Measures to be Taken against Phylloxera vastatrix)が調印された。この協定は用語の定義が不明であるといった問題があったことから、3年後に12カ国により改定が行われたが、すでに1878年の協定において、輸出国による公的な非汚染証明書の発行、病害を伝播する可能性のあるものの貿易禁止措置、所管する専門部局の設置、輸入国の当局による検査と条約の規定を遵守していないものについての輸入差し止め・廃棄等の措置、迅速な情報の提供といった今日の植物防疫措置の基本的な枠組みが定められていた²⁶。

この条約をヨーロッパ域内だけでなく世界的な規模での国際条約としたのは、1908年にローマで設立された万国農業協会(International Institute of Agriculture)であった²⁷。この主導で1929年に「植物の保護に関する国際条約」(International Convention for the Protection of Plants)が締結された。現在の植物防疫条約は1951年のFAO総会で採択されたものがもとになっている²⁸。

この条約に関しては、1973年に提案された用語の改定と証明書様式の変更を内容とする条約改定が1979年にFAO総会で採択されたものの、ようやく1991年に発効を見ることになる。正式の本部事務局が存在せず、FAOの担当部局がその機能を片手間に行なっているに過ぎず、8地域別に設けられた地域組織の活動がむしろ中心であった。しかし、GATTのウルグアイ・ラウンド交渉場でSPS措置のひとつとして取り上げられたことから、1992年にFAO内に事務局が設置され、翌1993年には専門委員会が設置されて植物防疫分野についての国際基準の策定作業が積極的に開始されることになった²⁹。ウルグアイ・ラウンド当時においては、植物防疫分野には国際条約はあったものの、国際機関として機能すべき事務局はようやく設置されることになるといった状況であり、国際基準は存在しなかった。

入増加、人造ごまかしワインの横行は、国内生産調整問題と貿易問題を引き起こすことになった。1860年代にはフランスのワイン供給量の全量を国内生産で賄っていたが、1890年代には輸入、「人造ワイン」がそれぞれ供給量の4分の1を占めるに至っていた。原産地呼称制度(AOC)はこのような中から生まれることになった(Lachiver[1988]449~459ページ、Garrier[1989]155~176ページ)。

²⁶ Ebbels[2003]12~14ページ。なお、国際防疫条約のウェブサイトでは1881年条約の説明から始まっている。

²⁷ FAOの前身となった。世界農業センサスの実施も行なったことから、1908年が世界農業統計の元年とされている。

²⁸ Ebbels[2003]29~32ページ。

²⁹ 病虫害危険度解析(Pest Risk Analysis)ガイドライン、病虫害無発生地域設定のためのガイドライン、調査・監視システムガイドラインなど。SPS協定の成立を受け、「世界的な調和」に向けての協力と情報交換を内容とする新条約の改定が1995年から97年にかけて行われ、2005年に発効することになる。

(3) 食品安全措置

食品安全に関する貿易ルールは動植物検疫の場合とは異なり、広範な影響を及ぼす重大な災害の発生を契機とするものではなく、ヨーロッパ都市国家における食品を「偽和」(adulteration)からその「純正さ」(purity)を守るための規制³⁰と安全性を確保するための食品衛生規制に関する規制にその原型を見ることができる。

19世紀の半ば以降、鉄道輸送や海運による遠隔地間の農産物輸送が普及することに伴って、上記に関する国際的に共通の規格・基準の必要性が高まることになった³¹。オーストリア＝ハンガリー帝国では1897年から1911年にかけて食品に関する規格・基準集(Codex Alimentarius Austracus)が編纂され、法的強制力はなかったものの、帝国領域外でも広く参照された。1903年には国際酪農連盟(International Dairy Federation)が牛乳・乳製品に関する国際基準を定めた。1948年にはアルゼンチンがラテン・アメリカ食品規格(Código Latino-americano de Alimentos)を提唱した。

こうした動きを背景に、1950年にFAOとWHO合同の栄養に関する専門委員会が開催され、「各国の食品規制はしばしば相反し矛盾している。保存、名称、食品基準に関する制度は国ごとにしばしば大きく異なっている。科学的知識に基づかない制度(legislation not based on scientific knowledge)が新たに導入されることもしばしばであり、規制措置を定めるに当たり栄養に関する諸原則に注意が払われていないように見られる」旨の報告を行った。1961年のFAO総会は、WHO、国連欧州経済委員会(UNECE)、OECD および欧州国際食品規格評議会³²の支持を受けて国際食品規格に関する作業計画を定めること、国際食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission)を設立すること、あわせてWHOがこの決定を早期に是認する決定を行うことを求める決議を採択した。

このようにしてFAOとWHO共同の政府間組織が両国際機関の決議に基づいて1963年に設置されることになった。事務局はFAOに置かれた³³。

³⁰ 「偽和」(adulteration)の説明としては、英国の古いコモン・ローで違法とされた「『人体にとって良くない』食品を売ること、(中略)量目不足、水増し、希釈であれ、安い食品を高価な食品の代わりに売ることであれ、食品を『実際と異なる』ものとして売ること」が最もわかりやすい(ウィルソン[2008]9 ページ)。ただし、意図して行われるとは限らない。例えば、ワインに鉛を添加することは古くから行なわれていたが、人体に有害であることが知られるようになったのは18世紀末のことである。食品の「偽和」が社会的に問題化したのはアークム(Friedrich Ch. Accum)が1820年に「食品の混ぜ物工作と有毒な食品について」(A Treatise on Adulteration of Food, and Culinary Poisons)を出版したことがきっかけであった。なお、偽和か否かの判断は時代や地域により異なり、法規制の手法や程度も国により異なる。

³¹ 19世紀末には冷凍肉がオーストラリアとニュージーランドから英国に輸出されていた。

³² 1950年代半ばにオーストリアによる欧州地域食品規格(European Codex Alimentarius)の制定の提唱により設けられた。1961年に国際食品規格に関する作業をFAOとWHOが行なうべきとの決議を行った。

³³ FAO[2010]による。

国際食品規格委員会が、上記の 2 つの国際条約・組織に比べて国際基準についての取り組みが最も進んでいた。しかし、その制定には時間を要し、いったん制定された規格の改定も容易に進捗しない状況にあった。

ウルグアイ・ラウンド交渉が開始された当時、動物検疫、植物検疫、食品安全措置に関する国際的な枠組みの形成の程度はまちまちな状況にあった。端的には、「国際食品規格委員会の国際基準は対象範囲こそ広いものの見直しがなされないまま放置され、時代遅れになっているものが多く、国際獣疫事務局による国際基準は良質であるものの対象範囲が狭く、国際植物防疫条約に至っては事務局すらなく国際基準と呼べるものは未制定の状況にあった」³⁴。

以上見たように、これらの国際的な枠組みは国際的な広がりをもった動植物検疫や食品安全・品質上の問題に対応して設けられたものであった。これらはその性格上、技術的な性格を持ち、貿易政策関係部局とは別の専門部局によって運営されていた。一方、貿易政策の見地からは全く異なった国際的な枠組みとルールが形成されることになる。

（動植物検疫と食品安全を包含する多国間ルールの形成）

動植物検疫や食品安全の見地からは、必要な場合には貿易の制限ないし禁止措置が必要となる。米国で 1906 年に制定された「純正食品法」(Pure Food Act)は、生産国また輸出国で禁止されている食品・医薬品の輸入を禁止するという新たな原則を導入した。しかしながら、これらの制度と運用、なかんずく措置をとる場合の判断基準と適用は各国間で異なっており、政府の裁量にゆだねられていた。1882 年にフランスと英国との間で締結された貿易・海事条約では、「衛生上の」(sanitary)理由からないし家畜の病気および作物の損害を防止するために必要な措置をとる権利に関する留保条項があり、このような規定がその他の条約でも一般化した。

このような権利がしばしば乱用されたことから、1920 年代半ばまでには 2 国間の貿易協定でこの権利に対して動植物に関する法規制が「すべての国々ないし同様の状況にある(in similar circumstances)国々に適用可能なものでなければならない」、「世界的に認知された国際規制に適合している」(in conformity with universally recognized international regulations)といった条件が付されるようになった³⁵。

SPS 措置に関する多国間の場でのルール化の最初の試みがなされたのは、1927 年に国際連盟の下で行なわれた「輸入および輸出の禁止および制限の撤廃のための国際条約」(輸出入禁止制限撤廃条約)(Convention for the Abolition of Import and Export Prohibitions and Restrictions)の交渉と締結であった。この条約は必

³⁴ ベリホルム氏からの聞き取り(2008 年 9 月 4 日)およびその著書 Bergholm [2006]による。

³⁵ Charnovitz [1991]3~4 ページ。

要な批准が得られなかったことから未発効に終わったが、その基本的な部分は第二次世界大戦直後に合意されたハバナ憲章と GATT に継承された。

(1) 輸出入の禁止・制限の撤廃に関する国際条約 (1927 年)

SPS 措置に関する多国間の場合でのルール化の最初の試みがなされたのは、1927 年に国際連盟の下で行なわれた「輸入および輸出の禁止および制限の撤廃のための国際条約」(輸出入禁止制限撤廃条約) (Convention for the Abolition of Import and Export Prohibitions and Restrictions) の交渉と締結であった。この条約は必要な批准が得られなかったことから未発効に終わったが、その基本的な部分は第二次世界大戦直後に合意されたハバナ憲章と GATT に継承された。

(ア) 条約交渉の背景と「輸出入禁止制限撤廃のための国際会議」

1846 年の英国での穀物法の廃止に代表される自由貿易時代は、1870 年以降のヨーロッパでの農業不況を契機に終わることになった。1876 年にはオーストリア＝ハンガリー帝国が関税引き上げを行ったことから、イタリア、ドイツがこれに続き、フランスもこれに対抗して関税の引き上げを行った。20 世紀初頭のナショナリズムの台頭と第一次世界大戦もこの傾向に拍車をかけることになった。

こうした状況に対して、多国間での対策をとろうとする機運が高まり、1927 年 5 月に国際連盟の主導で開催された「世界経済会議」(World Economic Conference)はそのひとつであった³⁶。

ところで、国際連盟規約は、「交通および通過の自由ならびに一切の連盟国の通商に対する衡平なる待遇を確保するための方法を講ずべし」と規定し(第 23 条(ホ))、1923 年に締結された税関手続簡素化に関する条約にも、「輸出入の制限禁止より生ずる国際貿易上の甚大なる障害に顧み締約国は事情の許す限り速やかに右禁止および制限を最小数に減ずるための一切の措置を採択しおよび実行することを約する」ことが規定されていた(同第 3 条)。

このような中、輸出入禁止制限撤廃条約締結の直接の発端となったのは、「世界経済会議」開催に 3 年先立つ 1924 年 9 月のイタリア代表団からの国際連盟に対する決議案の提出であった。決議案は、「輸出入禁止制限に関する制度が国際貿易の自由な発展に対する重大な障害である(constitute a serious impediment to the free development of international trade)ことを考慮し、(中略)輸出入禁止制限を最終的に廃止する(final suppression)見地から(中略)加盟国および非加盟国間で合意を行うことの可能性と適切さに関して検討を行うよう経済委員会に対して理事会が指示を行う」ことを内容としていた。同月、国際連盟総会はこの決議案を採択し、同理事会

³⁶ Winham[1992]25~26 ページ。ただし、著者が標記条約を 1927 年 5 月に開催された「世界経済会議」の産物であるとしているのは、実際の交渉経過から見て、誤解を与えるものである。

から検討を託された経済委員会は、加盟国と非加盟国に対して必要な情報と意見の提出を要請して 38 カ国からの回答を得、翌 1925 年 6 月には次を要点とする報告を理事会に行った³⁷。

- 1) 輸出入禁止制限を廃止するか最小限に減少させる (abolishing or reducing to a minimum) ことについて十分なコンセンサスがあると見られること。
- 2) 輸出入禁止制限がとりわけ「濫用されやすく、特に不確実性、遅延および不当な差別 (unfair discrimination)」の可能性といった深刻な害 (grave evils)を国際貿易に対してもたらしている」として累次の国際決議において糾弾されていること。
- 3) 輸出入禁止制限が国際貿易に対する重大な障害 (grave obstacles)であることにかんがみ、できる限り速やかにこれらを最小化する(reduce to the smallest number)ためのあらゆる措置を採択し実施することが必要であること。
- 4) 現時点ではより一般的で論争の的となる関税政策問題にまで問題を拡大するよりも、国際的に制限を設けることの時期が熟したと考えられる輸出入禁止制度に重点的に取り組むべきであること。

また、同年 1925 年 9 月にはドイツのほかハンガリー、セルビア、クロアチア、スロベニアの専門家により起草された条約草案が経済委員会から理事会に報告され、各国政府とその商工団体など関係団体に送付された。36 カ国からの回答に基づき検討を行った結果、原案の修正の必要がないと判断されたことから、1926 年 9 月、条約を検討するための国際会議の招集が経済委員会から連盟理事会に提起された。しかし、1927 年 5 月に「世界経済会議」の開催が予定されていたことから、この会議の結果を見たいうでで開催することとなり、1927 年 10 月に 35 カ国と国際商業会議所が参加して「GATT 成立前における国際貿易分野での協調行動のためになされたもっとも野心的な努力」³⁸とも、「史上初の貿易ラウンド」³⁹ともされる「輸出入禁止制限撤廃のための国際会議」(International Convention for the Abolition of Import and Export Prohibitions and Restrictions)がジュネーブで開催されることになった。

(イ) 輸出入禁止制限撤廃のための国際会議での交渉

輸出入禁止制限撤廃のための国際会議は、このようにしてあらかじめ準備され各国の意見を求めた条約草案をもとに行なわれたが、各国の留保品目の取り扱いが大きな焦点となり、決裂の危機に瀕することになった。

³⁷ League of Nations [1927]6～7 ページ。本条約の成立過程についての叙述は本資料および外務省[1992]によった。

³⁸ Shonfield[1976]45 ページ。

³⁹ Charnovitz [1991]4 ページ。

条文草案のうち本論文の主題である SPS 措置に関連する条項は次の通りであった。

第 1 条 加盟国は 6 ヶ月以内にあらゆる輸出入禁止・制限措置を廃止し、以後そのような措置を適用・維持しないことを約束する。それまでの間、加盟国は既存の禁止・制限を最小化する(reduce to a minimum)するためのあらゆる実行可能な措置をとり、または新たに導入しないことを約束する。

第 4 条 次に掲げる種類(classes)の禁止・制限は本条約により禁止されない。ただし、同様の条件のもとにあるすべての外国の国々に等しく適用され(applied equally to all foreign countries where the same conditions prevail)、かつ、純粋に経済的な目的のための措置を隠すようなやり方で適用しない(not applied in such a way as to conceal measures the object of which is purely economic)ことを条件とする：

- 1 国防、公共の安寧または秩序のための禁止または制限；
- 2 公衆衛生を根拠として行われる(issued on the grounds of public health)禁止または制限；
- 3 動植物を疾病、衰退または絶滅から保護する見地からの(having in view the protection of animals and plants against disease, degeneration or extinction)禁止または制限；(以下略)。

第 5 条 この協定の規定は加盟国政府が特別かつ異常な状況(extraordinary and abnormal circumstances)に対処し国家の死活にかかわる経済的・財政的利益を保護する(protect vital economic and financial interests)ために輸出入に関してあらゆる必要な措置をとる権利に影響を与えるものではない。しかし、かかる措置は例外的に必要な場合(in cases of exceptional necessity)にのみ課せられ、国産品を保護するための、または他の締約国を差別するための恣意的な手段(an arbitrary means of protecting national products or of discriminating against any other contracting State)であってはならず、措置が課される期間は当該原因または状況の期間に限定されなければならない。

第 6 条 加盟国政府は、他の加盟国政府が第三国政府によるこの条約が禁止する措置または排除、差別ないし不当な競争をもたらす措置をとっていることを理由とする禁止・制限措置に対抗して本条約の条項を適用しないことを約束する。

会議は、主要貿易国⁴⁰が留保品目を提起したことから、その他の国々もそれぞれの関心品目を留保し、「会議決裂の空気濃厚となりたる」状況となった⁴¹。英国が染料を

⁴⁰ この当時、英国、ドイツおよびフランスの 3 カ国で世界貿易の半分のシェアを占めていた。Shonfield[1976]46 ページ。

⁴¹ 外務省[1992]394～395 ページ。

留保すると表明したのに対し、ドイツが石炭、フランスが屑鉄その他の金属、米国がヘリウムガスを留保したい旨表明し、これらに対しイタリアは条約上認められた例外を除き現行の禁止措置を全廃しない限り調印しないと表明した。こうしたことから、会議では条文の審議(草案の修正と確定)とともに、各国の留保品目の取り扱いと審査が大きな検討課題となった。

動植物検疫・食品安全措置は直接問題にはならなかったが、農産物の貿易禁止・制限措置も留保品目の審査の際のひとつの焦点であった。特に問題になったのは米の取り扱いであった。中国は塩の輸入禁止措置とともに米の輸出禁止措置は食料確保と財政収入の見地から条約の適用除外とすべきと表明し、オランダは蘭領東インドで米の凶作の際には輸出を禁止できるようにすべきとし、タイもこれに同調する発言を行った。日本も、染料、窒素とともに米を条約適用の恒久的な例外扱いとすることを交渉に臨むに当たっての基本的な対処方針としていた⁴²。

こうしたことから、条約テキスト上の例外規定(草案第 4 条)に例外品目を恒久的に規定するのではなく、新たに留保品目条項を置くこととするなどの修正が行われ⁴³、1927 年 11 月、条約交渉会議は 18 カ国が調印して終結した。

調印された条約のテキストのうち、上記の骨子に関連する部分では、

- ①第 3 国の措置に関する第 6 条の規定に代わり、締約国が条約上の義務をただちに実施することが事実上または国内法上困難な事情を認めることが「衡平」の見地から必要であることを認め、附属書に掲げる品目についての留保を認めることが規定された(この留保リストは暫定的なものとされ、「例示」として掲げられた)ほか、
- ②輸出入の禁止・制限措置をやむを得ず取ることとなった場合には措置を他の締約国の貿易に対する損害を可能な限り少なくするようにすること(shall frame the measure in such a way as to cause the least possible injury to the trade of the other High Contracting Parties)が規定された(第 7 条)。

⁴² 「禁止制限の範囲はできる限りこれを局限するに務めるべきこと勿論なるが、他方帝国国防の見地並びに国内産業の現状に鑑み国家存立の基礎となるべき主要産業を確立するため相当の保護を加える必要があるのみならず、国民の主要食料たる米は国民の多数が生産に従事し、かつわが国民特異の食料品たるをもって、この需給関係の円滑を図りかつこの生産の基礎を安固ならしむるの要あるところ、右は帝国にとり死活の問題なるをもってこのためとるべき輸出入制限の措置はこれを本件協約の適用より除外せしむること極めて必要なる」ことが交渉の基本的な対処方針とされた(外務省[1992]373～374 ページ)。必要な場合に輸入税の増減、輸出入の制限を行なうことができることを定めていた米穀法(1921 年)のもとで、米の需給・価格調節は当時の日本政府にとって大きな政策課題であった。

⁴³ これに基づき、「義務を負うことについての事実上・法律上の困難」を理由とする留保をドイツが石炭、コークス等の輸出入、屑鉄等の輸出について、フランスが屑鉄等の輸出について、日本は染料等の輸入、米穀の輸出入について行い、「撤廃が重大な困難に陥らせる恐れがある」こと等を理由とする留保を米国がヘリウムガスの輸出について、イタリアが鉄鋼・麦類の輸出についてそれぞれ行った。米穀について留保を行ったのは日本のみであった。

(ウ)交渉での動植物検疫・食品安全に関する論議

動植物検疫・食品安全に関する第 4 条については、各国の留保品目の取り扱いの問題もあって、交渉の大きな焦点になった。

会議開催に先立ち、条約草案についての国際連盟経済委員会報告は、第4条各号に掲げられた禁止・制限措置がこの条約により現在の措置について何ら拘束を受けるものではないとし、これら措置が「不可欠であるとともに貿易自由の原則とも両立できるものとして、長期にわたって確立された国際貿易上の慣習として確立されており、多くの貿易協定にも規定されている」(have been admitted through the long-established international practice, as recorded in a large number of commercial treaties, to be indispensable and compatible with the principle of freedom of trade)とした。ただし、経済委員会としてはこれら措置の適用について 2 つの条件、すなわち

①ある国の貿易について不当な差別となるように適用しない、または②偽装された禁止・制限の手段となるように適用しない(shall not be applied in such a way as to result in unjust discrimination against the trade of a given country, or in such a way as to constitute a means of disguised prohibition or restriction)

を加え、これによって「締約国によって互惠性の条件の下に定められ受諾された目的から経済的な目的のために逸脱する」濫用の危険のための予防(precaution)とすることが必要であると考えたものであるとの説明を付している⁴⁴。

条約草案に対する加盟国からのコメントのうち第 4 条全体にかかわるものとしては、フィンランドから関税引き上げが近く行なわれるとの見込み(speculation)からの過度な輸入増加を防止するための短期的な輸入禁止措置を行うことを認めるべき、ハンガリーの業界団体から互惠性の条件をより強調すべき、列挙された項目について各国の措置とその変更の情報を連盟事務局が取りまとめ、加盟国に周知するようにすべきといったものがあつた。動植物検疫・食品安全に関する条項についてのものとしては、ベルギー政府から植物を病気から保護する措置が乱用されることを防止する必要性、フィンランドから雑草を対象に加えること、南アフリカからダチョウとその卵がその経済にとり重要であること、またワインと蒸留酒について国内で販売禁止になっていることから、これらを輸入禁止する措置を留保するとのコメントがなされた⁴⁵。

会議は全体会議の後、条文グループごとに審議を行う委員会、さらに分科会形式

⁴⁴ League of Nations[1927]21～22 ページ。なお、第 5 条の一般的な例外規定については、現下のような特別の経済的状況や今後多くの参加国を期待する見地から「一種の安全弁」(a kind of safety-valve)として認める必要があるとしている(22 ページ)。

⁴⁵ League of Nations[1927]27～28 ページ。

で行なわれた。第 4 条については 15 カ国から修正提案がなされ、留保品目の取り扱いとも絡むことから議論の的となったが、起草案で食品衛生と動植物検疫が異なる号に規定されていたのを第 4 号としてまとめ、また文言に修正が施されてテキストが確定した。また、附属議定書(Protocol to the Convention)に第 4 条についての注釈規定が設けられた。新たな柱書と第 4 号および注釈規定は次の通りである。なお、条約草案にあった締約国が既存の禁止制限措置を廃止するまでの間これらを最小化する旨のテキストは、第 2 条で“will adopt all appropriate measures in order to reduce existing prohibitions and restrictions to a minimum”として規定された。

第 4 条

左の種類禁止及び制限は当該禁止及び制限が同一条件のもとにある外国間における専断なる差別の手段または国際貿易上の変装せる制限となるがごとき方法において適用せられざる限り本条約により禁止せらるることなし(The following classes of prohibitions and restrictions are not prohibited by the present Convention, on condition, however, that they are not applied in such a manner as to constitute a means of arbitrary discrimination between foreign countries where the same conditions prevail, or a disguised restriction on international trade);

4. 公共衛生の保護のためまたは病疫、虫類および有害なる寄生物に対する動物若しくは植物の保護のために課せらるる禁止または制限(Prohibitions or restrictions imposed for the protection of public health or for the protection of animals or plants against disease, insects and harmful parasites)

第 4 条について

病疫に対する動物および植物の保護は退化または絶滅に対しこれを保護するためとらるる措置並びに有害なる種子、植物、寄生物および動物に対しとらるる措置をも含む(The protection of animals and plants against disease also refers to measures taken to preserve them from degeneration or extinction and to measures taken against harmful seeds, plants and animals.)

前文の 2 つの条件の修正については、日本代表团による会議報告によれば、1927 年 10 月 28 日開催の委員会で第 4 条審議の結果、後者の条件の「純粋に経済的な目的のための措置を隠すようなやり方で適用しない」(not applied in such a way as to conceal measures the object of which is purely economic)の表現については、「単に産業保護の場合のみを除外するのは不十分である」との理由で措置の範囲をより広く「国際貿易への偽装された制限」(concealed form of restriction on

international trade)と修正することとされた、としている⁴⁶。

動植物検疫・食品安全措置が草案では 2 つの号に分けて書かれていたのを 1 号にまとめたうえで表現の変更が行われた理由は明らかではない。同じく日本代表团による会議報告によれば、米国の禁酒法に基づく酒類の輸入禁止措置が問題となり、この措置が「公衆衛生を根拠として行われる禁止」であるとして承認するものではないとの共同宣言を関係国により行うとの提案がなされたのに対し、米国代表からかかる宣言がなされるようなことがあれば条約批准に悪影響を及ぼすとの発言を行ったことが記録されている。こうしたことから、「公衆衛生」についての規定があまり目立たないように条文整理が行われた可能性も否定できない⁴⁷。

(エ)条約のその後

1927 年 11 月の調印は交渉の終結を意味しなかった。留保品目の範囲を巡って交渉が難航したことから、附属書の留保品目はとりあえずの暫定的なものとされ、翌 1928 年 2 月 1 日までに留保品目を追加する権利を認めるとともに、これに対する異議申し立てが許されていた⁴⁸。これを受け、同年 2 月に第 2 回会議が開催され、留保品目の確定と批准条件について検討が行われた。

しかし、条約は必要な発効要件を満たすことができなかったことから、未発効に終わった⁴⁹。

⁴⁶ 外務省[1992]396～397 ページ。なお、前者については「同様の条件にあるすべての外国の国々に対して等しく適用され」(applied equally to all foreign countries where the same conditions prevail)に代えて「同様の条件が存在する国々の間での恣意的な差別の手段として用いるべきではない」(should not be applied as a means of arbitration (原文のまま) discrimination between countries where the same conditions existed)と改められたと記されているが、誤記の可能性も否定できない。

⁴⁷ Charnovitz[1991]は注釈規定がおかれた理由について、会議が紛糾した結果であることを示唆している(4～5 ページ)が、注釈規定の“degeneration and extinction”は条約草案に存在したこと、また雑草の侵入を含めるべきとの修文が草案段階で指摘されていたことから見て、この見方には賛同しがたい。なお、Charanovitz[1991]は米国の禁酒法に基づく輸入禁止措置が問題になったことについては触れていない。また、ひとつの号にまとめたことが人畜共通伝染病の存在を念頭においてのものかどうかについても明らかではない。

⁴⁸ 大阪朝日新聞は、この間の事情を「この会議では急進的撤廃派と若干の禁制維持派とに分れ両派とも自説を固持したので上記のような条約案ができ、若干の制限保留を書き込んだのだ、撤廃派の国々の代表は新たにこれら留保について審査する要あるにつき条約効力発生期日を6ヶ月くらい遅らせることになってよいから考慮の余地を与えんことを求めた」と報じている(1927 年 11 月 5 日付)。

⁴⁹ 少なくとも 18 カ国の批准が必要とされ、最後の 2 カ国として期待されていたのはポーランドとチェコスロバキアであったが、ポーランドが署名を延期したことから、ポーランドの受諾を自国の批准要件としていたチェコスロバキアも署名を撤回し、これがドイツ、フランスなど主要国の脱退表明を導くことになった(Schonfield[1976]45～46 ページ)。最後まで残ったオランダと日本の2カ国も 1934 年6月、脱退した(外務省[1936]94～95 ページ)。

Winham[1992]は、1927 年における条約交渉とウルグアイ・ラウンドとがともに困難な経済状況の下で行なわれたこと、および農業が困難な交渉課題であったことの2つの点で類似性があるとしつつ、1927 年の輸出入禁止制限撤廃条約が、貿易への不安定効果が大きく対抗措置を招きやすい輸出入禁止措置を禁止したこと、今日なお困難な問題である輸入数量制限についてのルールを制定した点で「よりリベラルで安定的な貿易レジームを推進するための想像力に富んだ試み」であったとし、ただしその当時主要貿易国にとりもっとも政治的にセンシティブな関税問題に取り組むことを避けたとしている⁵⁰。

しかしながら、1930 年前後の経済的状況の悪化の程度は 1980 年代とは比較を絶するものであった⁵¹。また、この当時においては、各国の主権の名の下に行なわれる動植物検疫・食品安全に関する措置をはじめとする措置はいわば不可侵の領域に属した。この当時、専門国際機関としては国際獣疫事務局が 1924 年に設置されたばかりであり、植物防疫については「植物の保護に関する条約」が 1929 年に締結されることとなるものの、情報交換が主たる機能であった。食品規格と安全分野については個々の分野や地域的なものに止まっていた。

以後多くの二国間条約にこうした例外条項が設けられた。1934 年から 1946 年にかけて米国が締結した 28 の互惠貿易協定のうち、15 が「人、動物または植物の生命または健康の保護」(protect human, animal or plant life or health)のための措置を除外する旨の規定を置いていた。なお、大部分の二国間条約では無差別待遇を条件とするとの規定を置いていたが、偽装された貿易制限手段としないとの条件を合わせて規定しているものは多くなかった⁵²。

(2) ハバナ憲章と貿易と関税に関する一般協定

第二次世界大戦後、国際貿易機構(International Trade Organization)の設立を目指して、国際連合の貿易と雇用に関する会合の準備委員会で協定案が検討され、

⁵⁰ Winham[1992]27～28 ページ。

⁵¹ 来栖三郎は 1935 年に、世界経済不況の打開策として各国が自由通商に逆行する政策をとるようになり、「1933 年に開催せられた世界経済会議はかかる傾向をなんとかして阻止せんとする最後の試みであったが、ついに何らかの具体的効果を収めなかったので、各国の保護政策はますます先鋭化し鎖国主義的な色彩が非常に濃厚となった。すなわち内においては関税引き上げ、輸入割当、為替管理、為替補償税等の実施ないしは金本位離脱または平価切り下げ等により輸入貿易を制限し輸出貿易を助長する措置を講じ、外に対しては右のような輸入制限措置をとる上の障害となる既存通商条約を廃棄して輸出入の均衡を調整し、またはブロック経済の発達を助成するような協定を締結する傾向を生じた」としている(外務省[1936]7 ページ)。日本でも、1934 年に外国の措置に対応して貿易の調整・通商擁護を行うため関税の増減または輸出入の禁止・制限を行うことができるようにする「貿易調節および通商擁護に関する法律」が実施された。

⁵² Charnovitz [1991] 5～6 ページ。

1948 年 3 月に「ハバナ憲章」(Havana Charter for an International Trade Organization)が調印された。また、GATT はハバナ憲章に先立ち 1947 年 10 月に調印に至ったが、草案化の過程はほぼ同様であった。したがって、以下 GATT 第 20 条とこれに対応するハバナ憲章第 45 条(第 4 章に対する一般的例外)について一括して記述する。これら条項についての詳細な交渉経過は明らかではない⁵³。

これらの前文のドラフトの過程では、まず米・英共同提案(1945 年 12 月)では慣習的な貿易に関する例外を無条件で許容していた。しかし、「動植物の生命・健康の保護が『間接的な保護』のために悪用されることが多いことから、間接的な保護となる措置を明確に禁止する条項を設けるべきである」との指摘があったことから、「同様の条件のもとにある諸国の間において恣意的もしくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、または国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用される」(applied in such a manner as to constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination between countries where the same conditions prevail, or a disguised restriction on international trade)ことがないことを条件とする旨のテキストが小委員会では一応の合意を見たが、この条項の適用対象を輸出入の制限に限定するか否かなど文言については次の会合での検討にゆだねることとされた(1946 年 11 月の「ロンドン・ドラフト」)。ニューヨーク会合で例外条項にこれら 2 つの条件が加えられた(1947 年 2 月の「ニューヨーク・ドラフト」)後、ジュネーブ準備会合では変更が行われず(1947 年 8 月の「ジュネーブ・ドラフト」)、ハバナでの協定テキストの調印に至ることになった。

「人、動植物の生命・健康」に関する同条(b)のテキストは、ロンドン準備会合の際にベルギー・ルクセンブルグからの指摘を受けて英国が提案したものであった。ニューヨーク準備会合では「(輸入国における)同様の状況のもとでのセーフガードに対応して」(corresponding safeguards under similar conditions)との要件を注釈とともに加える修正が施されたが、ジュネーブ準備会合では第 20 条前文の規定でその意は足りており、かかる文言はかえって混乱を招くとして削除され、現在のテキストに確定した⁵⁴。

1927 年の輸出入禁止制限条約の関連部分と比較すると、次のような異同がある。

- 1) 「同様の条件のもとにあるすべての外国の国々に」とあるのを「同様の条件のもとにある諸国の間において」と改めたことから、輸入を行なう当事国も含めてすべての国々に対して差別しないことを要件とすることとなったと解され、「内国民待遇原則」を含めて「無差別待遇原則」が規定されたとみられること。

⁵³ Jackson[1969]は、GATT 第 20 条 (b) の制定については、多くの提案があったが結局米国の簡潔なテキストが採用された旨をわずか 1 パラグラフをあてて述べている (745 ページ)。

⁵⁴ ハバナ憲章(Final Act of the United Nations Conference on Trade and Employment)では第 45 条。

- 2) 「差別待遇の手段」について「恣意的」(arbitrary)に加えて「または正当と認められない」(or unjustifiable)を加えたこと。ただし、この経緯は明らかではない。
- 3) 注釈規定が削除されている。この経緯も明らかではない。

興味深いことは、すでにこの時点で措置の通報による透明性の重要性和紛争処理手続の確立の重要性が指摘されていたことである。ハバナ会議での第三委員会での検討の際、「動植物検疫その他の規制は、協議の対象とするために公表すべきこと、規制制定の理由と運用についての十分な情報提供が要求されること」および世界貿易機構は「人、動植物の生命・健康を保護するための措置が悪影響を生じないようにしつつ維持するにはどうすべきかについて加盟国に助言する見地から、FAO のような科学的・技術的能力 (scientific and technical competence) を有する政府間専門機関と必要な場合には協議しつつ、加盟国から提起されるいかなる申し立てについても検討できるような手続を確立する」ことが合意された⁵⁵。

(3) 東京ラウンドとスタンダード・コード

GATT のラウンド交渉の場で締約国の関税以外の措置が取り上げられルール交渉が行われたのは、ケネディ・ラウンド(1964～67 年)のことであった。そのひとつの成果が「GATT 第 6 条の実施に関する協定」(アンチ・ダンピング協定)の成立であったが、EC が問題にした米国の関税評価(ASP)制度の廃止は東京ラウンド交渉を待たねばならなかった。農業分野では、後にウルグアイ・ラウンドで実現することになる「関税化」や国内農業支持の「助成合計総量」(AMS)ベースでの削減が、非関税障壁をこれに相当する従価税に転換する提案や「国内支持の総体」(Montant de soutien)を GATT 譲許する提案としてなされていた⁵⁶。動植物検疫・食品安全のための措置を含む関税以外の諸措置が「非関税障壁」(Non-Tariff Measures)としてラウンド交渉の場で取り上げられたのは、東京ラウンド(1973～79 年)においてであった。

東京ラウンドで非関税障壁が交渉対象として本格的に取り上げられるに至った要因として、Winham[1986]は

- ① GATT 事務局が締約国を対象に調査した結果、通報された 900 の非関税障壁のうち、約 150 がスタンダードに関連するものであることが明らかになったこと、
- ② 欧州、特に英国、フランス、ドイツによる電子部品規格の調和と証明手続の動きに對抗して、米国はこうした制度の透明性を確保するとともに、欧州での地域的な認証手続への参加を望んでいたこと、

⁵⁵ GATT[1995]565～567、570～573 ページ。

⁵⁶ EC は米国の関税評価制度(American Selling Price)を問題にし、この廃止は東京ラウンドの結果実現することになった(Winham[1986]17 ページ)。ケネディ・ラウンドでの「関税化」提案については Winham[1986](154 ページ)、EC の“Montant de soutien”提案については、Warley[1976](382～385 ページ)。

③米国が欧州の主導で設けられていた国際基準の採用に積極的ではなかったため、ECとしてはラウンド交渉を梃子に米国に国際基準の採用を進めることを企図していたという事情があったこと、の3点を挙げている⁵⁷。

このラウンドの結果、「貿易の技術的障害に関する協定」(スタンダード・コード)(Agreement on Technical Barriers to Trade)が成立することになった。

(ア) 東京ラウンド準備交渉

農業分野の準備プロセスの「場」は農業委員会(Agriculture Committee)であった。GATT 締約国団は1970年2月27日、「貿易の拡大」(Expansion of Trade)と題する文書を採択し、その中で「輸入、輸出および生産に影響を与える措置を含め、農産物の国際貿易に関する主要な問題について相互に受け入れ可能な解決を探索すること、およびこの目的のために問題の特定のための必要な作業を完結すること」を農業委員会に対して指示した⁵⁸。

この検討を行うため、農業委員会に4つの作業グループが設けられ、輸出に影響を与える措置、輸入に影響を与える措置、生産に影響を与える措置およびその他の関連する措置について検討がそれぞれのグループで行われることとなった。動植物検疫・食品安全措置は、この「その他の関連する措置」のなかから浮上してくることになる。

各国の非関税措置目録の作成

締約国団の決定に先立つ1968年2月、農業委員会は参加国を対象に主要な農産物8分野(酪農品、穀物、生きた牛・牛肉とその加工品、その他の肉類、果実・野菜とその加工品、植物油脂、タバコ、ワイン)について、生産措置・政策、保護・支持措置・政策(国内支持、国境措置)、消費・国内価格および国際貿易・価格に関する調査を開始していた⁵⁹。この調査では非関税障壁については単なる列挙にとどまり、内容が不明であったことから、改めて翌年7月に非関税障壁に関する詳細な通報が求められることになり⁶⁰、11カ国とECからの非関税措置に関する通報が翌1970年4月に304ページの文書にまとめられた⁶¹。

「その他の関連する措置」についての検討を担当することとされた第4作業グルー

⁵⁷ Winham[1986]102~104 ページ。

⁵⁸ Expansion of Trade, Conclusions Adopted on 27 February 1970 (L/3366, 2 March 1970)

⁵⁹ Programme of Work of Committee (COM.AG/9, 26 January 1968)

⁶⁰ Activities of the Agriculture Committee, Note by the Chairman of the Agriculture Committee (C/W/143, 17 July 1969)

⁶¹ Working Group 4, Non-Tariff Barrier Notifications (COM.AG/W/49, 29 April 1970)

プでは、非関税障壁は健康・衛生規制 (Health and Sanitary Regulations)、流通規格、包装・表示規制、通関・行政手続 (関税評価を含む)、課金・税金、事前供託金およびその他の 7 つに分類されたこれらの措置についての通報結果をもとに、1970 年 6 月に検討が行われた。この会合での議論の様子は次の通りであった⁶²。

- 1) 健康・衛生規制はそれ自体完全に正当化が可能であるにしても、各国間での措置が異なっていることが貿易に対し困難をもたらすものであることについて、一般的な意見の一致を見た。いくつかの参加国は、FAO、国際食品規格委員会、OECD などの国際機関がこうした技術的な措置について既に取り扱っていることから、GATT の役割は
 - ① 関連する国際基準の作成を支援する見地から、このような措置の貿易制限的な効果についてこれら国際機関の注意を喚起すること、および
 - ② 既存の国際基準・規制措置の適用に起因する貿易への影響に関して一般的なガイドラインを定めることであろうとした。
- 2) ガイドラインとしては、輸入産品は国産品と同じ取り扱いを受けることを内容とすることが示唆された。これに対し、各国の措置は多くの場合国内に存在しない病気が外国から侵入することを防ぐために行われるものであることが指摘された。また、健康・衛生措置は最恵国待遇原則を適用されるべきとの提案については、この原則を健康・衛生措置に適用することには慎重であるべきであり、輸入国の規制・要件を満足することについて輸出国に平等な機会を与えることを意味すると解するべきとの指摘があった。特定の市場で特定の輸出に対して差別が行われている問題を取り上げるべきとの指摘もあった。
- 3) 健康・衛生規制については何らかの譲許の見返りに変更を行えるものではないことから、通常の GATT 上の意味での交渉は不可能であり、その他の措置とは性格が異なるとの指摘があった。この問題を取り扱う最も良い方法は、責任ある技術的専門家同士での二国間での検討であろうとの指摘があった。
- 4) 健康・衛生に対する規制はその基本的目的を達成するために必要以上に厳しくあるべきではない (should not be more rigid than necessary to achieve their essential purposes) というのが基本原則であろう、との指摘があった。こうした措置はしばしば完全な輸入禁止の形をとるが、他の適切な方法を検討すべきである、輸出国による証明も一層受け入れるべきである、関連する手続をより簡素化すべきであることが指摘された。これらに対し、自国内の健康・衛生を守る責務を有する輸入国政府が本件問題の最終的な決定権を持つとの発言があった。

こうした論議の結果は、その他の作業グループの検討結果とともに年末の GATT 理

⁶² Working Group 4 –Other Relevant measures, Report on Meeting of 22 to 26 June 1970 (COM.AG/W/62, 1 July 1970)

事会に報告された。この報告⁶³で健康・衛生措置は「その他の関連措置」で取り扱われているが、そのほとんどがこれに関するものであった。この内容は、次のように要約される。

- 1) 第 4 作業グループの議論は、主として健康・衛生規制に関するものであった。このような規制が健康・衛生問題の解決を超えて制定・適用されることにより差別的に適用され、不必要な貿易制限効果を持っているとの指摘がなされた。
- 2) 他の国際機関、特に国際食品規格委員会、国際標準化機関 (ISO)、OECD、国際獣疫事務局、国際植物防疫条約との重複を避けるべきであるとの点で一致を見た。
- 3) 健康・衛生規制の貿易への悪影響を可能な限り減少またはなくす見地から、GATT がこの制定・適用についてのガイドラインを設けるべきであるとの提案が行われた。GATT が①このような措置を必要とした状況がなくなった時には廃止すること、②現行の措置について必要な場合には必要以上に厳しいものでないよう (not more stringent than necessary) 緩和されるべきことなどの原則や基準を定めたうえで、国際植物防疫条約におけるような仲裁手続を定めることも提案された。
- 4) GATT 第 20 条 (b) の規定があいまいであるとの指摘がなされた。同規定のみでは不十分であり、GATT の規定全体の文脈で理解するべきであるとの指摘もあったが、1 ヶ国またはわずかな数ヶ国のみに特定の病虫害が存在している場合を考えれば、最恵国待遇原則が健康・衛生規制に適用できるのか疑問であるとの指摘があった。
- 5) 多くの国から、特定の健康・衛生規制が不当に貿易に影響を与えている場合にはいつでも二国間で協議を行って解決を図るべきであり、解決出来ない場合には GATT 第 23 条の下での手続に訴えることが可能であるとの発言があった。その際に権能のある組織の専門家の助言に基づくことが示唆されたが、その実現可能性に疑問を呈する発言もあった。第 3 者による裁定手続を設けることについては、異なった状況の下では締約国は異なった規制を行わざるを得ないとして消極的な見解が示された。
- 6) 各締約国政府はその国民の健康に責任を有しており、健康・衛生規制は通常の GATT 上の意味では交渉不可能であることから、それぞれの政府が最終決定者 (final arbitrator) であるとの発言があった。また、以上なされた議論は、害を及ぼすように制定され実施されている健康・衛生規制は撤廃されるべきであることが当委員会において認知されたことを意味するものであるとの発言があった。

この報告に先立ち、健康・衛生規則に関する通報が 473 ページにわたる文書として取りまとめられ、締約国に配布された⁶⁴。農業委員会の理事会報告はこの通報結果の

⁶³ Agriculture Committee, Report to the Council (L/3472, 18 December 1970)

⁶⁴ Import Measures, Annex 4: Health and Sanitary Regulations Notified (COM.AG/W/68/Add.4, 10 December 1970)

とりまとめをもとになされているといつてよい。個々の通報ごとに関心国からのコメントとこれに対する当事国の回答が掲載されていることから大部となっている。

この報告には、報告があつた 23 カ国と EC(加盟国は 6 カ国)からの健康・衛生規則による貿易規制が掲載されている。その概要は次の表のとおりである(筆者作成)。

表 通報国の健康・衛生規則の概要

	EC	その他西 欧諸国	米国	カナダ	オース トラリア	ニュージ ーランド	日本	途上国
肉類	14	29	0	6	11	12	0	8
食肉加工品	5	5	0	0	0	0	0	0
酪農品	0	0	1	0	1	0	0	0
生きた植物	0	4	2	2	2	4	0	2
野菜・果実	15	6	2	0	4	1	2	3
穀物	0	0	0	0	5	1	0	1
その他	14	22	2	0	7	13	6	7
合計	48	66	7	8	30	31	8	21

注:「その他西欧諸国」は、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、ギリシア、アイルランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国の 11 カ国、「途上国」は、ブラジル、インド、韓国、マレーシア、ナイジェリア、ペルー、南アフリカの 7 カ国。なお、その他には水産物も含んでいるが、通報されたのはイタリアと米国の措置各 1 件であつた。

通報があつた 219 件のうち最も多いのが肉類(生きた家畜を含む)の 80 件であり、食肉加工品(10 件)と合わせて 41%を占める。これに次ぐのが野菜・果実(33 件)で、生きた植物(16 件)と合わせ 22%を占めている。国・地域では EC(48 件)が最も多いが、国別には多い順にニュージーランド(31 件)、オーストラリア(30 件)、イタリア(24 件)、ドイツ、英国(ともに 15 件)、デンマーク、スウェーデン(ともに 13 件)とヨーロッパとオセアニアの先進国で過半を占めている。なお、途上国で比較的措置数が多いのはブラジル、韓国、南アフリカであつた(ともに 5 件)。

以上は通報をもとにしていることから、これらが当時農産物貿易に対し影響を及ぼしていた動植物検疫・食品安全措置の実態を正確に反映していたと理解することは危険であるが、主な GATT 加盟国における措置の傾向と見ることができよう。

交渉の手法についての検討

東京ラウンド交渉開始に先立つ準備交渉プロセスで、「農業分野に関する将来の交渉のためのさまざまな技法と手法(techniques and modalities)を検討する」ための

「(交渉)技術およびモダリティ作業グループ」(Working Group on Techniques and Modalities)が農業委員会のもとに設けられ、4 回にわたる検討会合の結果が 80 ページ近くの文書にまとめられて 1972 年 8 月に農業委員会に報告された⁶⁵。

検討されたのは、「特定の措置」として①輸出支援(export assistance)、②関税、可変課徴金その他の課徴金、③数量制限、④健康および衛生措置(Health and sanitary regulations)、取引規格(marketing standards)およびライセンス、⑤特定の生産措置が、「一般的な措置」として①国際的な安定化のための取り決め(商品協定)、②行動規範(Codes of good conduct)を取り上げ、「約束の評価のための共通項または共通の基準」として①自給率および②保護のマージン(margin of support)を挙げ、これらについてそれぞれ記述されるなど、包括的な文書であった。

報告書の本文では作業グループでの論議の概要がまとめられ、附属書としてそれぞれについての交渉技術・手法の検討案が示されているが、作業グループでの論議はこの検討案をいわばたたき台にして行われたことから、まず検討案の概要を次に示す⁶⁶。

- 1) 他の国際機関による作業との重複を避けるべきであることについて、農業委員会で意見の一致を見ている。いくつかの国から、健康・衛生規制の貿易への影響に検討について検討する限りにおいて、重複の問題は生じないとの指摘があった。
- 2) 健康・衛生規制の貿易への悪影響を可能な限りなくすか減少させる見地から、これらに関する規制や基準の制定と運用についての「一般的なガイドライン」を定めることが提案されている。このようなガイドラインの内容としては次のようなものが示唆されている;
 - ①健康・衛生上の規制が必要となった状況が終了した場合の撤廃、
 - ②必要以上に厳しい(more stringent than necessary)ものでないよう、現行の措置について必要な場合に緩和する、
 - ③新たな措置は必要以上に厳しいものとしないうこと、
 - ④輸入品と国産品との平等な取り扱い、
 - ⑤州政府・地方政府の措置が国および国際的な規制と整合している(be consistent with)こと、
 - ⑥健康・衛生規制が最恵国待遇原則および無差別原則に基づいて適用されること、
 - ⑦輸入、検査および証明書の発行に関して輸出国・輸入国間の一層の協力を増進するための規定を置く、
 - ⑧上記の各項目は取引規格にも適用される。さらに、取引規格は国産品に特有の性質に基づいて定められてはならない。

⁶⁵ Working Group on Techniques and Modalities, Report to the Agriculture Committee (COM.AG/W/88, 4 August 1972)

⁶⁶ 同文書 75 ページ。

3) 次のような指摘もなされている；

- ①GATT20 条(b)の強化および明確化。関連して、この条項に基づいて実施されている措置についての特別の通報・協議手続きを定めること、
- ②仲裁手続きを設けること。

作業グループでの論議の大部分は健康・衛生措置に充てられた。その概要は次の通りであった⁶⁷。

- 1) 健康・衛生措置が交渉可能な事項か否かについての議論があった。健康・衛生措置が正当で必要であると考えている国は交渉にそもそも応じないであろう、健康を保護するための規制は交渉不能であるとして否定的な意見があった。これに対し、①健康・衛生措置が交渉不能であるとしてこれに基づく国境での貿易制限措置が維持される一方で関税措置の引き下げが行われるとすれば、全体的な互惠性のバランスに問題が生じるとするもの、②正当化されない健康・衛生措置があるとしても交渉を通じて撤廃すると第三国との間での互惠性に問題が生じることから、かかる間接的な保護措置は現行の GATT 手続きに基づいて取り扱われるべきである、③ある国では輸出力の強化の見地から高い水準の健康衛生措置をとりこれが「必要以上に厳しい」(more stringent than necessary) 場合があり、第三国との貿易を含め国際貿易に影響を与えている事実がある以上、多国間の場合での協議の対象になりうるとの意見があった。また、④環境保護のための措置が国により異なることによる問題を指摘する意見もあった。ある種の農薬を禁止していた国ではより高い保護についての代償を要求する可能性がある。このような問題は時に大きな、また多国間での問題となりうると思われた。
- 2) ラウンドで取り上げる場合の手法として 2 つのアプローチが提案された；
 - ①まず各国の措置をリストアップしたうえで、2 国間または多国間の場合で「譲許」を交渉する。この際に互惠性(reciprocity)を念頭におく、
 - ②貿易への有害な影響を可能な限り削減または撤廃する見地から(reduce or eliminate as far as possible any harmful trade effects) 健康・衛生規制措置の制定・運用に関する行動規範または一般的なガイドライン(code or a set of general guidelines)を制定する。この見地から事務局ペーパー2)に列記されている諸項目について検討を深める。
- 3) 2) の②に関連して、「規制の調和(harmonization of regulations)を目指すためのコードの制定を行うことが望ましいとするものがあった。これに対し、互惠性の概念がこれに適用可能か疑問であるとの意見があった一方、コードそれ自体のなかでの一定の互惠性が可能であるとするもの、さまざまな交渉セクターを通じての互惠性バランスの達成が可能であるとするものがあった。また「調和」は経済的・自然的条件が類似した国々の地域では可能であろうが、全世界的には困難であろうとの指摘があった。

⁶⁷ 同文書 32～34 ページ。

- 4)このようなコードは協議手続や専門家によって構成されるパネルによる調停手続の制定によって強化されるべきと示唆するものもあった。
- 5)他の非関税障壁が自由化されるにつれ、健康を守ることを口実とした措置によって貿易自由化の成果が無効化されることを防止する見地からも、衛生上の規制に関する「国際的に合意されたコード」(internationally-agreed code)を定めることがますます重要となるとの指摘もあった。

(イ) 東京ラウンド交渉

東京ラウンド交渉の目的と枠組みを定めた 1973 年 9 月の「東京宣言」に基づき、翌年 2 月に 6 つの交渉分野が設けられた。これらのグループは、それぞれ関税交渉、「非関税措置ないしその貿易歪曲効果の削減または撤廃」(Reduction or elimination of nontariff measures; or their trade-distorting effects)、「補完的交渉手法としてのセクター・アプローチの検討」、「多国間のセーフガード制度の検討」、農業交渉および熱帯産品交渉を担当することとなり、1975 年 2 月には非関税措置交渉グループのもとに数量制限、貿易の技術的障害、通関手続、補助金・相殺関税を担当するサブ・グループが設けられ、さらに翌 1976 年 7 月に政府調達を取り扱うサブ・グループが追加して設けられた⁶⁸。

ウルグアイ・ラウンドの場合と異なり、農業交渉グループのみが農産物貿易問題に関する交渉の場ではなかった。輸出補助金を含む農業補助金問題は補助金・相殺措置に関して取り上げられた。また、動植物検疫・衛生措置はスタンダード問題の関連でも取り扱われるとともに、農業交渉グループでも取り上げられた。

東京ラウンド交渉が停滞した原因のひとつは、米国と EC 間のラウンド交渉へのアプローチの相違があった。米国は関税措置、非関税措置、国内農業補助金や農産物への輸出補助金をそれぞれの交渉グループで取り上げることを主張した一方、EC は農業交渉グループで農業に関するすべての問題を取り上げることを主張した⁶⁹。貿易交渉委員会(TNC)のもとに交渉グループを設ける形式は整えられたものの、交渉の「場」の枠組みについて米国と EC との間で合意がなかった。ようやく 1977 年 7 月になって、農業分野について他の交渉分野とは独立して交渉することに米国が合意し、ラウンド交渉が動き出すことになった⁷⁰。こうして、農業交渉グループでの交渉の焦点は農産物関税の引き上げ交渉となった。

東京ラウンド交渉の初期においては、農業交渉グループでも動植物検疫・衛生措置についてのルール交渉が試みられた。また、準備交渉段階で既に出来上がっていた

⁶⁸ Winham[1986]97～100 ページ。

⁶⁹ Ibid.[1986]155～158 ページ。

⁷⁰ Ibid.[1986]164～167,247～248 ページ。

「貿易の技術的障害の防止コード案」(Proposed GATT Code of Conduct for Preventing Technical Barriers To Trade)のドラフト・テキスト⁷¹⁾の適用可能性も検討課題となった。

1974 年 2 月の「動植物検疫・衛生規制」(Sanitary and Phyto-sanitary Regulations)と題する事務局文書は、準備交渉過程での論議と提出された通報データをもとにしてこれら規制に関する農業交渉グループでの今後の作業のためのアプローチとして、次の 4 点を挙げていた⁷²⁾。

- 1) GATT 第 20 条 (b) を強化し明確化する観点からの具体的提案の作成; この関連で同条項に基づき維持されている措置に関する通報と協議のための適切な手続の作成、
- 2) 動植物検疫・衛生規制の貿易への悪影響の削減ないし撤廃のための一般的なガイドラインを含むコード案の作成、
- 3) 貿易への悪影響の削減ないし撤廃のためのいくつかのアプローチのひとつとしての仲裁手続についての検討(適切な国際機関との取り決め・関係についての検討を含む)、
- 4) スタンダード・コード案の諸規定の動植物検疫・衛生規制分野への適用可能性の検討。

これに基づき、1977 年 5 月にはスタンダード・コード案の農業分野への適用可能性に関し、各国からの意見が事務局により取りまとめられた⁷³⁾。その主要な点は次のとおりである。なお、このころに GATT 事務局がまとめた資料⁷⁴⁾によれば、スタンダード・コード案の定義に該当する国際的・地域的機関は国際食品規格委員会、国連欧州経済委員会、OECD、国際獣疫コード、国際植物防疫条約とされていた。

- 1) 農産物に関する規制・規格は鉱工業品の場合と多くの点で異なる; ① 鉱工業品については品質、性能、安全性などであるのに対し、農産品では形状、密度、色彩、外見、加工適性などが中心であること、② 食習慣、健康・衛生要件、特定の病虫害の存在の有無、生産・販売条件などにより各国ごとに異なっていること、③ 未加工農産物の場合、気象・土壌条件など自然条件により大きく異なるため等級格付け基準として用いられることが多く、また毎年の作柄により異なりうることから絶対的なものでないこと、④ 上記の事情から農産物に関する規格

⁷¹⁾ Group 3 on Standards (COM.IND/W/108, 25 June 1973)

⁷²⁾ Group 3(e) – Sanitary and Phyto-sanitary Regulations, Note by the Secretariat (MTN/3E/W/2, 18 February 1974) この文書が、「動植物検疫・衛生」を意味して“Sanitary and Phytosanitary”が GATT 文書で用いられた最初のものであろう。とすれば、初出はプンタ・デル・エステ宣言からさかのぼること 12 年前のこととなる。

⁷³⁾ Major Points and Observations Made on the Applicability of the Draft Standards Code to Agriculture, Note by the Secretariat (MTN/AG/W/21, 26 May 1977)

⁷⁴⁾ Applicability of the Draft Standards Code to Agriculture: Obligations in respect of Notification, Consultation and Dispute Settlement in Selected International and Regional Bodies, Note by the Secretariat (MTN/AG/W/24, 5 July 1977)

は絶えず変化するものであること。

- 2) 動植物検疫制度は偽装された、ないし不必要な貿易制限であってはならないものであることから、スタンダード・コード案がこうした分野に適用可能か否か疑問である; ①動植物検疫措置はそれぞれの国の地理的・環境条件、過去の病虫害の発生状況、科学的なアプローチや規格への期待、国民経済での農業の重要性といった条件の適合しているものである、②すでに関連国際機関が存在することから、これらとの重複を避けるべきであり、必要な場合にこれら機関を補完するものとすべき。
- 3) 動植物検疫・衛生に関する規制・規格は強制規格に該当することから、これらについての通報義務は締約国政府に過大な負担を課すことになる; ①国際機関における基準作成作業は未進捗な状況にあることから、多くの国々にとってこれらの規制・規格は「国際規格が制定されていない場合の強制規格の制定」に該当する、②科学的知見の進歩によりこれら規制・規格が常に見直しを迫られていることから、関連する国際機関への通報により代替できるようにすべき。

なお、この段階でのスタンダード・コードのドラフト・テキスト⁷⁵には、產品に関する適用範囲の規定(1.3)は置かれておらず、また「国際基準が締約国にとり不適当な(inappropriate)場合」についての文言があった(2.2)。しかし、その具体的列挙である「国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康・安全、動植物の生命・健康の保護、環境の保全、基本的な気候その他地理的要素、基本的な技術的問題(fundamental climatic or other geographical factors; fundamental technological problems)」はまだ規定されていなかった⁷⁶。

スタンダード交渉はこれまで GATT がほとんど取り扱ったことがなかった分野について新たにルールを設けるルール交渉であったが、農業交渉や補助金交渉とは異なり「政治レベル」での決定・方向付けを必要とすることなく、「技術的」な問題として「技術レベル」で交渉され、ラウンド交渉開始前に既に出来上がっていたドラフト・テキストをもとに交渉が進められた。交渉終盤に米国と EC 間で連邦制の加盟国の取り扱いをえぐる問題、途上国についての特別待遇の問題が発生したが、次を骨子とするコードが合意された⁷⁷。

- 1) いかなる国も、GATT 第 20 条柱書で規定する条件のもとで、①自国の輸出品の品質を確保するため、②人、動植物の生命・健康を保護するため、③環境の保全を図るため、または

⁷⁵ Draft Code of Conduct for Preventing Technical Barriers to Trade, Note by the Secretariat (MTN/NTM/W/94, 20 May 1977)

⁷⁶ 現行の TBT 協定では「正当な理由」の列挙には「基本的な気候その他地理的要素、基本的な技術的問題」は規定されていない。

⁷⁷ Winham[1986]101~105, 194~197, 233~235 ページ。

- ④詐欺的な行為を防止するために必要な措置をとることを妨げられない(前文パラ 6)。
- 2) 工業品、農産品を含め、すべての産品に適用される(第 1.3 条)。
- 3) 強制規格(Technical regulations)または任意規格(Technical standards)が存在するか近く定められるときには、加盟国はこれをその措置の基礎として用いなければならない。ただし、国家安全保障上の要請、詐欺的な行為の防止、人の健康・安全または動植物の生命・健康の保護、環境保全、基本的な気候上・地理的要因(fundamental climatic or geographical factors)、基本的な技術的問題(fundamental technical problems)などから国際基準が当該国にとり不適当な(inappropriate)場合にはこの限りではないが、要請があれば然るべく説明を行わなければならない(第 2.2 条)。
- 4) 強制・任意規格を可能な限り広範に調和させる(harmonizing technical regulations or standards on as wide a basis as possible)見地から、加盟国は可能な限り関連する国際機関における国際基準の制定のために積極的に努力しなければならない(第 2.3 条)。
- 5) 国際基準が存在しないか、または国際基準の内容と実質的に同じでない強制規格を定めようとする場合であって、他の加盟国の貿易に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には事前通報、情報提供等を行わねばならない(第 2.5 条)。

このように国際基準との乖離について広範な例外を認め、また乖離する場合の義務は「弱い」ものであった。しかも、GATT とは別個の条約として構成されたから、GATT 締約国のうちこの条約を受諾・批准した国のみが遵守の義務を負った。ウルグアイ・ラウンド開始直後の 1987 年 4 月末の時点でも、受諾国は 35 カ国・地域に止まっていた⁷⁸。

米国は農業交渉グループ以外の関連する交渉グループで農産物補助金問題や SPS 問題を取り上げようとしたことが、東京ラウンド交渉が暗礁に乗り上げた原因のひとつであった。この教訓は、次のウルグアイ・ラウンドで活かされることになる。

東京ラウンド宣言に基づき、農業交渉については農業交渉グループ(Group3(e))が設けられた。この場でも準備交渉プロセスでの検討内容が再び取り上げられた⁷⁹が、他の国際機関での作業との重複を避けるべきであるとする意見もあったこと、交渉の重点が関税交渉に移ってゆくにつれ、動植物検疫・食品安全措置についての検討はスタンダード・コード案の農業・農産物分野への適用可能性に関する検討に移ってゆくことになった。動植物検疫・食品安全措置が輸出補助や国内支持に関する問題とともに取り上げられるのは、ウルグアイ・ラウンドになってからのことである。

⁷⁸ ウルグアイ・ラウンドで積極的に農業分野の交渉に参加することになるオーストラリア、タイ、マレーシア、インドネシア、ウルグアイ、南アフリカ共和国はこの時点では受諾していなかった。

⁷⁹ GATT[1974]および GATT[1977]。

3. ウルグアイ・ラウンドにおける衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）の成立

ウルグアイ・ラウンド農業交渉の結果、農産物に関する市場アクセス、農業に関する国内補助や輸出補助に関して「農業に関する協定」（農業協定）とこれと一体をなす、各国の約束内容を収めた「譲許表」がまとめられ、SPS 措置については SPS 協定が成立した。

SPS 協定は東京ラウンド交渉の果実のひとつであったスタンダード・コードの延長上にあり、その後身である「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT 協定）との関係では特別法の関係にある。しかし、SPS 協定は何よりもウルグアイ・ラウンド農業交渉の果実であった。このことは SPS 協定の成立過程のみならず、協定テキストそのものにも大きく影響し、さらに SPS 協定についての偏見を生み出すことになった。

（1）ウルグアイ・ラウンド農業交渉と SPS 交渉

ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、米国やケアンズ・グループ諸国のような農産物輸出国が「貿易自由化」の旗印のもとに輸入国に攻勢をかけたものとされ、SPS 措置に関する交渉もその延長上で理解されているように思われる。一部の消費者・環境団体の「貿易自由化」対「食の安全」のような図式的理解や「科学」や「調和」概念に関する批判も、これらが輸出国側の利益のための手段として理解されていたことが背景にあったと見られる。

農業交渉は、市場アクセスの拡大、国内支持と輸出補助の削減を目指す「自由化交渉」であった。SPS 協定は農産物に関する市場アクセス分野での輸入数量制限をはじめとする貿易障壁を関税に置き換える「包括的関税化」と対をなすものであり、動植物検疫や食品衛生の見地からの輸入制限・禁止措置はこれら自体の正当な理由に基づくものである限り許容されるものの、これらを口実とした輸入制限・禁止措置として用いられることがないように国際ルールを設けたものであると論理的に整理することができる。SPS 措置がウルグアイ・ラウンド交渉の農業交渉分野のひとつとして取り上げられたのは、関税によらない国境措置、すなわち非関税措置として SPS 措置が無視できないウェイトを占めていることが明らかだったこと、スタンダード・コードのような一般的で、しかも GATT 締約国全部が対象ではない規律では不十分であるとの認識が持たれたからでもあった。

しかしながら、SPS 措置を GATT ラウンド交渉で取り上げた時点で、SPS 措置がもと、人の移動や貿易に伴う人、動植物の生命または健康を脅かすさまざまな問題の発生とこれへの対処の歴史を踏まえた、科学的知識と経験に基づく必要な国境措置として行われてきた歴史があり、これらに関して国際条約・機関が既に存在していた事実は重要である。すなわち、関税のように GATT 上許容される関税措置や、撤廃するか関税に置き換えるべきその他の非関税措置とは異なり、SPS 措置については削

減や撤廃でなく、貿易への悪影響を最小化する見地からの然るべきルールとはどのようなものとするかが問題であった。換言すれば、農業交渉が関税の削減・撤廃と輸入枠の拡大という量的水準に関する「自由化交渉」であったのに対し、SPS 交渉は輸入制限・禁止措置を伴うものの、一応の国際的な貿易ルールが存在している事実のもとで、これを許容しつつ貿易への悪影響を最小限にとどめ、また濫用を防止するための要件・手続きを見出すための質的な「ルール交渉」であり、両者は本質的に異なる性格の交渉であった。それだけに、後者についての影響評価を行うことは困難性を伴う。

(2) SPS 協定の概要

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(以下「SPS 協定」と呼ぶ。)は、GATT ウルグアイ・ラウンドの結果成立した WTO 協定を構成する諸協定のひとつであり、動物検疫、植物検疫および食品衛生のための貿易措置(以下「SPS 措置」という。)は、この協定の対象である。

SPS 協定は、先行するスタンダード・コードをモデルにして検討された面も大きかったから、特に通報・協議など透明性に関する部分では共通する面も多く、また運用上も重要な役割を果たしているが、ここでは後に大きな議論の対象となった「調和」と「科学」関連規定に焦点を絞って取り扱うこととする。

SPS 協定において、加盟国が SPS 措置を導入・維持することに関し、「調和」と「科学」概念に重要な位置づけを与えている⁸⁰。

まず「調和」概念については、前文で関連国際機関等⁸¹の国際基準に基づき「加盟国間で調和のとれた衛生植物検疫措置をとることが促進されることを希望し」(第 6 パラ)とされたうえで、加盟国は、

①SPS 措置をできるだけ広範囲に調和させるため、この協定特に次の場合を除き、国際基準がある場合には、自国の SPS 措置をこれに基づいてとる(第 3 条 1 項)、
②科学的に正当な理由がある場合またはリスク評価に基づき適切な保護の水準を決定した場合には、国際基準によって達成されるよりも高い SPS 上の保護水準をもたらす SPS 措置を導入・維持することができる(第 3 条 3 項)
こととされている。

次に「科学」概念については、加盟国は、

①基本的な義務として、SPS 措置を「科学的原則」(scientific principles)に基づくとともに、④の場合を除いて「十分な科学的証拠」(sufficient scientific evidence)なしに維持してはならない(第 2 条 2 項)、
②措置の調和に関連して、国際基準よりも高い保護水準の措置を取ることができるのは「科学的に正当な理由」(a scientific justification)がある場合または当該加盟国

⁸⁰ これら概念の条文化の過程については、林[2012]を参照。

⁸¹ 国際食品規格委員会、国際獣疫事務局および国際植物防疫条約の 3 つが挙げられている。

が第 5 条 1 項から 8 項までのリスク評価関連規定に従い自国の保護水準を決定した場合であり(第 3 条 3 項)、

③措置をとる場合にはリスク評価を行わねばならず(第 5 条 1 項)、リスク評価を行う場合には「入手可能な科学的証拠」(available scientific evidence)を考慮要素とする(第 5 条 2 項)、

④「関連する科学的証拠」(relevant scientific evidence)が不十分な場合には「入手可能な適切な情報」(available pertinent information)に基づき暫定措置を取ることができるが、リスク評価のための「追加的な情報」(the additional information)を得よう努める(第 5 条 7 項)

こととされている。

(3) NGO の登場

貿易交渉の場に参加するのは、外交官をはじめとする政府の専門家など交渉担当官であったが、ウルグアイ・ラウンドを境に NGO が交渉内容に対して意見を表明し、政府に対して働きかけを行うようになった。それは「環境」問題がきっかけであった。

GATT の場で貿易と環境の関係が大きく取り上げられるようになったのは、イルカ混獲を理由とする米国のメキシコからのマグロ輸入制限事件(1991 年 9 月 3 日パネル報告(DS21/R))であったとされる⁸²。事実、この頃を境にして GATT 事務局に対して多くの環境 NGO から活発に働き掛けがなされるようになったとのことである⁸³。GATT の場でも「貿易と環境グループ」(Group on Environmental Measures and International Trade)が設けられ、ラウンド交渉と並行して論議が行なわれていた。

このような中で、いくつかの環境・消費者団体は 1991 年 12 月のダンケル「最終合意案」について意見を表明した。これらのうち、パブリック・シティズン(Public Citizen)と世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature (WWF))は SPS 協定案の修正を求める意見書を提出し、その内容は広く SPS 交渉関係者の知るところとなった⁸⁴。

パブリック・シティズンは 1992 年 12 月、SPS 協定案について①環境保護や消費者の安全の見地から「科学」の役割を限定的にし、「予防原則」(precautionary principle)を組み込むべき、②国際基準は SPS 措置の上限ではなく下限に過ぎないから、「調和」が各国の保護水準の引き下げになってはならない、③対象範囲を限定しすぎており、消費者の選好、動物愛護、環境保護も対象に含めるべき、との意見書を米国政府に送付した。

⁸² 中川淳司ほか「国際経済法」(2003 年)有斐閣 261 ページ。

⁸³ WTO 事務局スタントン上級参事官(ウルグアイ・ラウンド当時の SPS 交渉グループ議長)からの聞き取りによる(2009 年 9 月)。

⁸⁴ SPS 交渉が「食の安全」よりも貿易自由化を優先させているとの懸念だけでなく、海産哺乳動物保護法に基づく措置も SPS 措置に含めることによって、SPS 協定を環境保護の手段として利用しようとの思惑も背景にあった。

一方、世界自然保護基金(WWF)は1993年1月、SPS協定案について①加盟国が予防的な措置(precautionary measures)をとる権利を制限してしまう、②国際基準に合致しない SPS 措置は極めて複雑な条件を満たさねばならず、法的、技術的、行政的負担が過重である、③予防的に暫定措置をとることができるのは科学的証拠が不十分な場合に限られる、という問題があるとの報告書を公表した⁸⁵。

こうした批判は無視できなかったから、GATT 事務局は「SPS 協定案について若干の誤解があることから、一般の理解を助ける見地から協定案の要旨としばしばなされる質問についての説明を行う」ための説明文書を事前に SPS 交渉関係者の意見を求めたうえで、4月16日付けで配布した⁸⁶。

事務局文書は、食品の安全性に関する国際基準との調和が保護の『下方調和』(downward harmonization)につながるかどうかについては、食品の安全性に関する国際基準との調和とは国内要件を国際食品規格委員会で定められた国際基準に(品質などについての部分を除き)基づかせることを意味する、国際基準は国内基準と同様各国の食品安全に関する科学者のインプットをもとに定められており、「最も低い共通項」ではなく、多くの場合先進国の国内基準よりも高いレベルの基準を定めている、とした。

科学的証拠が不十分な場合でも、十分な予防的措置をとることができるかどうかについては、SPS 協定案には3つの予防的措置が用意されている、すなわち①リスク・アセスメントと受け入れ可能なリスク水準の決定のプロセスのなかで、健康を守るための十分な予防(adequate precautions)を確保するためのセーフティ・マージンを得ることができる、②自国の受け入れ可能なリスク水準を決めるにあたり、必要な予防(necessary precautions)に関する社会的・文化的な懸念(social and cultural concerns)に応えることができる、および③安全性に関する最終的な決定を下すことができるほど十分な科学的証拠がないと判断された場合に予防的な(precautionary)措置をとることや緊急事態(emergency situations)の際にただちに措置をとることが許されている、したがってSPS協定案は各国政府の禁止措置を取る能力になんら影響を与えるものではない、とした。

SPS 協定が貿易を食品安全や動植物の健康に優先させているかどうかについては、立証可能な科学的基礎(demonstrable scientific basis)が存在することを条件として、SPS 協定は各国が食品安全や動植物の健康を貿易に優先させることを許容している、とした。

環境保護や動物愛護のための措置が SPS 協定の対象か否かについては、SPS 協定案の定義を説明したうえで、環境保護それ自体や動物愛護のための措置は SPS 協

⁸⁵ 筆者が記憶する限り、「予防原則」ないし「予防的な措置」が SPS 交渉に関連して提起されたのはこの時が初めてであった。

⁸⁶ 現在、WTO のウェブサイトはこの改訂版(1998年5月)が掲載されている。

定案の対象範囲には含まれないが、こうした措置が「GATT 非合法」(“GATT illegal”)であることを意味するものではなく、これらが SPS 協定案のルールに服する SPS 措置であるとはみなされないことを意味しているに過ぎない、とした⁸⁷。

1993 年春の時点ではウルグアイ・ラウンド交渉は米国と EC 間の農業問題をめぐる対立の中で混迷しており、SPS 協定案については米国からテキストの修正すら提起されていた。こうした状況下で GATT 事務局がこのような説明文書を作成・配布したことは異例のことであった。これは、SPS 協定に関しては、これまでの交渉成果を失うことなく実現させたいとの意思が米国政府を含め SPS 交渉関係者に共有されていたこと、そして SPS 交渉が交渉参加国政府のみの問題ではなくなっていたことの表れであったと言える。

上記の批判は NAFTA の議会審議を控えた時点でなされたこともあって、米国政府としては慎重に取り扱いを要した。非公式に SPS テキストの「明確化」作業が行われた結果、1993 年 12 月初めの段階で現在のような形でテキスト内容が確定した。しかし、NAFTA の関連規定との整合性をとるための最小限の修正にとどめられた(内容後述)。

4. 農産物貿易分野に関する国際ルールの「体系」化——動植物検疫と食品安全分野に関する多国間の枠組みと地域貿易協定

(1) SPS 協定と SPS 措置に関する「3 姉妹」の貿易ルール

SPS 協定の発効、なかでもこれに規定された「調和」概念は、SPS 協定においてスタンダード・コードや TBT 協定よりもはるかに高い拘束力を持たされたこと、および新たに明確な形で導入された「科学」概念は、関連する国際基準機関の活性化と国際基準の「品質」の向上をもたらすことになった。

ウルグアイ・ラウンド交渉が開始された当時、「国際食品規格委員会の国際基準は対象範囲こそ広いものの見直しがなされないまま放置され、時代遅れになっているものが多く、国際獣疫事務局による国際基準は良質であるものの対象範囲が狭く、国際植物防疫条約に至っては事務局すらなく国際基準と呼べるものは未制定の状況にあった」⁸⁸。米国の消費者団体が SPS 協定によって先進国の基準の「下方調和」をもたら

⁸⁷ この内容は改定版でも踏襲されている。ただし、予防措置に関する説明の「社会的・文化的懸念」は「国民的な懸念」(national concerns)に、対象範囲については「環境保護措置 (SPS 協定附属書で定義されたもの以外のもの)、消費者の利益 (consumer interests) を保護するための措置または動物愛護のための措置は SPS 協定の対象範囲に含まれないが、他の WTO 協定、例えば TBT 協定または GATT1944 の第 20 条で取り扱われる」と改められている。

⁸⁸ ベリホルム氏からの聞き取り(2008 年 9 月 4 日)およびその著書 Bergholm [2006]による。

すことになるとして批判したのも、こうした実態が背景にあった。

また、加盟国の政府内においては、SPS 措置に関する国際基準とその適用に関して極めて慎重な態度が一般的であった。GATT 事務局は、これを次のように要約している⁸⁹。

(SPS 分野に関する規則・規律の一層の調和を目的とするこれら国際機関とその活動の技術的な質は極めて高いものの)、

- ①手段は助言的なものであり、国際基準を制定しても加盟国により受諾されない可能性が常に付きまとっている、
- ②国際基準の実施について監視する制度がなく、協議、仲裁、裁定などの紛争処理のための十分な機会を用意していない、
- ③加盟国が国際基準を受諾した場合でも、その実施には多くの問題が存在する。多くの国々では食品法規が存在しないか、あっても受諾した新たな国際基準の実施の障害になることがあること、あるいは実施するだけの能力がないこと、旧態依然とした制度を見直して改正するだけのモチベーションがないこと。制度の改正が国内的な利害に反することから遅延することがしばしばあること。食品規制・措置の主たる目的は常にいかなるコストを払ってでも消費者の保護にあり、「人・動植物の生命・健康」保護もまた高い優先順位を与えられ、いかなる交渉による妥協の対象とされないことがしばしばである。各国の官僚の間に、彼らの見方からすれば自国の目的に合致した制度や慣例をわざわざ変更するために手間と時間をかけることには気が進まないという人間本来の性向があるように見受けられる。」

しかしながら、SPS 協定が成立してこれら国際基準に重要な位置づけが与えられた結果、これら国際機関における既存の国際基準の見直しや新たな制定への強い圧力が生じることになった。実際、関連国際機関における国際基準の制定・見直し作業は SPS 協定発効後活発化する⁹⁰。

国際食品規格委員会は、ウルグアイ・ラウンドでの SPS 措置のルール化に対して最も積極的であった。同委員会では、個々の食品の規格化に重点が置かれていたが、表示、食品添加物、農薬・動物用医薬品の残留、食品衛生、化学物質・微生物による汚染といった横断的な問題に重点を置きつつあった。国際食品規格は任意規格であり、加盟国の受け入れにも相当の程度の差があった。また、各国の基準の制定、適用

⁸⁹ GATT 事務局文書[1988]

⁹⁰ 日本のコドリンガ紛争事案(DS/76)を取り扱った Dunoff[2004]は、国際食品規格を例に SPS 協定が国際基準の広範な使用をもたらしたとの証拠は見られないとしている(15 ページ)が、SPS 交渉を機に国際植物防疫条約の常設機関や事務局が設置され、それまで存在しなかった国際基準の制定作業が開始され、さらに 1995 年からの条約改正交渉の契機となったことに全く触れていない。国際食品規格の大幅な見直し作業が行われたことについても触れていない。

等に関する協議、仲裁、裁定など紛争処理に関する規則・原則を有していなかった。こうしたことから、「加盟国政府が国際食品規格をより速やかに、また統一的に受諾することを促進するまたとない機会を提供する」⁹¹と判断した。

国際獣疫事務局の場合は、国際食品規格委員会よりもやや慎重であった。国際基準は勧告に過ぎず、内容も各国の基準に比べ最低の基準と見なされており、多様な解釈を許すものであった。各国の規則・規制の運用に関して監視機能を持たず、協議・紛争処理に関しては明示的な規定を持っていなかった。しかし、肉用牛や乳牛へのホルモン投与が米国と EC との間での貿易紛争案件になっていただけに、GATT オブザーバーとしての発言は慎重さが目立っていた。それでも、ラウンド交渉中に口蹄疫に関する国際基準の改定作業が開始されるなど、その活動は明らかに活発化した。

植物防疫条約については、最も遅れた状況にあった。植物防疫条約は事務局を持たず、FAO の植物防疫局 (Plant Protection Service) がその役割を担っていた。国際基準と呼べるようなものは作成されておらず、単に加盟国の輸入制限要件・禁止措置の公表、通報は地域機関ベースで行なわれ、FAO 本部はこれらからの情報の取りまとめ機能を果たしているに過ぎなかった。前二者の国際機関とは異なり、紛争処理手続きは有していた。条約の解釈・適用、条約上の義務との不整合の問題が生じた場合には FAO 事務局長は専門家と当事国の代表からなる委員会を設け、その報告をもとに当事国への勧告を行う制度が設けられていたが、勧告には法的拘束力はなく、活用されたこともなかった。また、1979 年に「植物防疫証明書」の証明書としての効力を強化すること等を内容とする改正を行ったが、10 年近くたっても締約国 91 カ国のうち受諾したのは 45 カ国に止まり、未発効の状況にあった。ウルグアイ・ラウンドでの SPS 交渉からは「各国の措置に関する情報交換の改善」⁹²程度しか期待していなかった。

しかし、ラウンド中の 1992 年には条約事務局が設置され、翌 1993 年には「植物防疫専門家委員会」(Committee of Experts on Phytosanitary Measures) が設けられ、国際基準制定計画に着手した。1997 年には SPS 協定に沿った形で大幅に条約が改正された。この改正条約では「グローバルな調和」(global harmonization) に向けての締約国間の協力と情報交換、「植物防疫に関する国際基準」(International Standards for Phytosanitary Measures) の制定と活用が強調されている⁹³。

SPS 協定が「調和」と「科学」概念を核として貿易ルールを定めたこと、またこれら 3 つの条約・国際機関との関係性を明確にしたことから、これら「三姉妹」の国際基準は任意規格から実質的な強制規格に変貌することになった。これは、多角的な貿易ルールである WTO 協定を媒介とした、SPS 措置に関する専門的な国際機関による貿易ル

⁹¹ 1988 年 11 月のウルグアイ・ラウンド SPS 作業部会でのコーデックス委員会発言。

⁹² 1988 年 11 月のウルグアイ・ラウンド SPS 作業部会での FAO 事務局発言。

⁹³ このほか、新条約では「植物」(plants)は「森林」(forests)および「野生植物」(wild flora)を含むこととされた。

ールとの体系化、少なくとも有機的関連化とすることができよう。

SPS 協定の制定後、SPS 措置に関して発生した貿易問題の処理についてはこれら専門機関の場ではなく WTO の紛争処理手続きが援用されるようになった。しかしその際、これら専門機関が定めた国際基準に適合しているか否か、あえて国際基準と異なる措置をとったのはなぜかが重要な論点となったから、こうした国際基準の制定・改正作業自体がより「交渉化」するようになった。国際基準を自国の基準に合致させるか少なくとも自国にとって有利な内容のものにしようという、強いインセンティブが働くようになったからである⁹⁴。しかしながら、こうした傾向は SPS 協定により国際基準にそれまでよりもはるかに重要な位置づけが与えられるようになったことの反映であり、否定的に受け止める理由はない。

さらに付け加えれば、WTO をはじめ、これら国際専門機関はウェブサイト上でその活動内容や国際基準などについて膨大な情報を公開している。これらは IT 技術の広汎な普及があつてはじめて可能になったものであるが、SPS 協定において「透明性」が原則として確立されたこと、NGO をはじめとする一般の人々による関心の高まりに応えざるを得なくなったことがそもそもの背景にあると言えよう。

(2) 地域貿易協定との関係

冒頭見たように、地域貿易協定の締結の動きはウルグアイ・ラウンドを境に活発化した。なかでも、対象範囲の広汎さの点で NAFTA はそのモデルとなったと言えよう。また、NAFTA 交渉がウルグアイ・ラウンド交渉に先立って終結したことから、地域貿易協定の内容が多国間の貿易ルールに(少なくともテキスト上)影響を与えることになった点で、NAFTA は地域貿易協定の中でも極めて特異の存在である。

(北米自由貿易協定(NAFTA))

北米自由貿易協定(NAFTA)は、1992 年 12 月 17 日に署名され、翌年にはいわゆるファースト・トラック手続きのもとでの議会審議を控えていた。NAFTA は、広範な分野をカバーし、SPS 措置に関する規定を含んでいた。1991 年 12 月の「最終合意案」の SPS 関係テキストとは、多くの点で共通ではあるものの、いくつかの重要な点で異なっていた。「科学」と「調和」関係部分については、次の通りであった。

(ア) SPS 措置をとる際の要件 (SPS 協定2条2項)

「最終合意案」は、SPS 措置をとる場合には①科学的な諸原則に基づくこと、②入手可能な科学的証拠に反して維持してはならないこと(not maintained against

⁹⁴ Poli[2004]は、WTO 協定発効後 FAO/WHO コーデックス委員会の役割が重要性を増すとともに WTO の衛星機関化し、食品に関する国際基準について合意することが次第に困難になってきたとしている(209～210 ページ)。筆者が国際食品規格を担当していた 1970 年代後半にも、国際基準制定作業は食品産業、薬品業界の利害も交錯する「交渉」であった。しかし、「専門技術的」とされる目立たない場でのことであつたうえに、国際基準の遵守は任意という「逃げ場」があつた。

available scientific evidence)がパラ 6(現在の第 2 条 2 項)で、また③国際機関によるリスク評価方法を考慮に入れたリスク評価を確保することがパラ 16(現在の第 5 条 1 項)で規定されていた。

一方、NAFTA では第 712 条 3 項で SPS 措置は①科学的な諸原則に基づくこと、②科学的基礎が存在しなくなった場合には維持してはならないこと(not maintained where there is no longer a scientific basis)、③リスク評価に基づくこととされており、②の要件が大きく異なっている。

この問題は、パラ 6(現行第 2 条 2 項)について、「パラ 22(現行第 5 条 7 項)に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しない(not maintained without sufficient scientific evidence, except as provided for in paragraph 22)」とすることとすることで決着した。

(イ) 国際基準よりも厳しい措置をとる権利

NAFTA は基本的な権利義務に関する規定で、国際基準よりも厳しい(stringent)措置を含め、SPS 措置をとることができる旨を規定し(712条1項)、国際基準に関する条項では国際基準に基づくのは「保護水準を引き下げることなく」(without reducing the level of protection)との限定を付し(第 713 条 1 項)、さらにこの規定が「国際基準よりも厳しい措置をとり、維持しまたは適用することを妨げられると解してはならない」としていた(同条 3 項)。

これに対し、「最終合意案」の権利義務の条項にはこのような規定はなく、調和に関する条項で国際基準より厳しい措置をとる場合の要件がパラグラフ 11(現在の 3 条 3 項)で規定されているのみであった。

この問題については、当初パラグラフ 9(現行第 3 条 1 項)に国際基準への「下方調和」を強制されない旨の文言を加えることも検討されたが、前文パラグラフ 6に「加盟国が人、動物または植物の生命または健康に関する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく(without requiring Members to change their appropriate level of protection of human, animal or plant life or health)」を加えるとともに、パラグラフ 9(現行第 3 条 1 項)の末尾に「特にパラグラフ 11[現行第 3 条 3 項]の別段の定め(and in particular in paragraph 11)」を加えることで決着した。

(ウ) 国際基準よりも厳しい措置をとる場合の要件(SPS 協定3条3項)

国際基準より高い保護レベルの SPS 措置の導入については、「最終合意案」では①科学的正当化がある(if there is a scientific justification)かまたは②パラ16から23(現在の5条各項)の規定に従い適切として決定した保護レベルの結果として国際基準より高い保護レベルとなる SPS 措置を導入し維持することができる。③ただし、これらの措置はその他の規定に合致しないことがあってはならない、とされていた。

これに対し、NAFTA では(イ)で見たように国際基準よりも厳しい措置をとることが権

利として明文化されていた上に、そのよりどころである保護水準については、危険性評価に関する規定(第 715 条)に適合して決定するとされていた(第 712 条 2 項)⁹⁵。

この問題については、現行 3 条 3 項の「科学的正当化」と現行 5 条との関係について説明的な脚注を設けることで決着した。

このようにして、SPS 協定のテキストは先に成立した NAFTA の規定との整合が図られた。

(ウルグアイ・ラウンド以後の地域貿易協定)

ウルグアイ・ラウンド以後の地域貿易協定には、程度の差こそあれ、SPS 措置に関して触れている。TPP 拡大交渉に関連して、アダムソンはこの点について次のように述べている⁹⁶。

「今回の TPP 交渉参加国間でこれまで結ばれた二国間の貿易協定等のすべてにおいて、SPS 協定に関する条項がある。このうちのいくつかは、単に WTO の SPS 協定の規定内容を確認するに止まっており、他のいくつかは異なった基準を維持する権利が各国にあることの再確認を行っている。

米国とシンガポール間の自由貿易協定は、最も簡単な規定を置くアプローチをとっており、両当事国が WTO 協定にコミットする旨が前文で確認されているのみで、本文には動植物検疫・食品安全に関する条項がない。米国とベトナム間の協定では、モノの貿易に関する章の内国民待遇に関する条項で動植物検疫・食品安全性検査措置に触れている。すなわち、両国が「いかなる動植物検疫・食品安全に関する措置も GATT1994 の規定に反することのないよう、人、動植物の生命・健康を保護するために必要な限りにおいて適用され、科学的諸原則に基づき、かつ、関連する科学的情報の入手可能性および病虫害無発生地域などの地域的な状況を考慮しつつ、十分な科学的証拠(すなわちリスク評価)なしに維持されることがないように」確保することが規定されている。(中略)

米国がオーストラリア、チリ、ペルーとの間でそれぞれ結んだ協定には動植物検疫・食品安全性検査措置に関する章がおかれ、WTO 協定のもとでの権利・義務を確認したうえで、

⁹⁵ こうした相違のほか、SPS 措置の前提となる「科学的証拠」(scientific evidence)は NAFTA では「科学的基礎」(a scientific basis) (712 条 3 項(b))、また NAFTA では「科学的正当化」(a scientific justification)が用いられていないなどの相違もあった。さらに、NAFTA にも危険性評価の際に考慮すべき要素のひとつとして「関連する科学的証拠」(relevant scientific evidence) (715 条 1 項(b))を挙げ、SPS 措置の前提のひとつとして「科学的諸原則」(scientific principles) (712 条3項(a))が規定されているなど共通の用語もあるが、前者については「科学的基礎」との関係が明らかでなく、後者については「適当な場合には地理的条件の違いなど関連する要素を考慮する」との条件付けがなされている。

⁹⁶ アダムソン[2010]155~156 ページ。

各国の動植物検疫・食品安全措置関係の事項についてのコンタクト・ポイントを設定するとともに当事国間の理解を醸成し動植物検疫・食品安全性検査措置に関する事項を協議するために少なくとも年1回開催される合同委員会を設置している。

興味深いことに、シンガポールと米国との二国間協定には動植物検疫・食品安全性検査措置に関して実質的な規定が置かれていない一方、シンガポールとペルーおよび現在の TPP 加盟国であるオーストラリア、ニュージーランド、チリ、ブルネイとの間にそれぞれ結ばれた二国間条約は、動植物検疫・食品安全性検査措置に関し、コンタクト・ポイントと委員会の設置にとどまらず、さらに詳細な規定を設けている。現在の4ヵ国による TPP は、今回の TPP 拡大交渉の出発点とするにふさわしい、動植物検疫・食品安全措置に関してバランスのとれたアプローチへの最も強力なベースである。現行の TPP の動植物検疫・食品安全措置に関する第7章の規定のうち最も目新しいのは、加盟国の間での条件の違いを認めたとえで、措置の同等性を認め、また地域主義を促進するための詳細な規定がおかれていることである。これらの条件の違いは病虫害無発生地域決定と認定や輸入国の国内市場要件の受け入れを含む。」

(SPS 措置に関する貿易ルールは今後)

現在行われているドーハ・ラウンドにおいて、シアトル閣僚会合の準備交渉におけると同様⁹⁷、SPS協定については見直しの動きはない。ドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド)の枠組みを定めた 2001 年 11 月の WTO 閣僚宣言⁹⁸は、「同様の条件のもとにある国々の間で恣意的または不当な差別的なあるいは国際貿易への偽装された制限となるようなやり方で適用されないこと及び WTO 諸協定の規定に反しない限りにおいて」、「いかなる国も人、動植物の生命・健康あるいは環境をその国が適切と認めた水準で保護することを妨げられない」(パラ 7)とした上で、「貿易と環境」の項目で関係する WTO ルールの明確化の必要性の検討を含めた健康を行う際に「既存の WTO 諸協定、特に SPS 協定のもとでの加盟国の権利義務に追加または減少させるものであってはならない」(パラ 32)とされている。このことは、多国間貿易ルールのひとつである SPS 協定については、見直しではなく同協定に定められた規則・規律をいかに定着・普及させていくかが課題であることを意味すると言えよう。

他方、地域貿易協定における SPS 措置関係条項については、SPS 協定とその判例法といったよいパネル・上級委員会報告、SPS 委員会での初決定との関係について、いかなる意味を持つのか詳細な検討が必要である。

また、表示に関しては SPS 協定にとどまらず、TBT 協定、知的財産保護に関する

⁹⁷ シアトル閣僚会合に向け、WTO 協定を構成する各協定に規定されている見直し規定(ビルト・イン・アジェンダ)に基づく諸協定の見直しが準備過程で議論された。しかし、SPS 協定に関しては途上国に対する特別かつ異なる待遇(S&D)の見地からの配慮事項が中心であり、改正の動きはなかった。

⁹⁸ Ministerial Declaration (14 November 2001, WT/MIN(01)/DEC/W/1)

TRIP 協定にもかかわる問題領域が存在する。遺伝子組み換え体 (GMO) 使用の有無の表示問題に見るように、多角的な観点からの検討が必要である。

参考文献目録

《外国語文献》

- Bergholm, K., “Sopimus terveys- ja kasvinsuojelutoimista (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures),” in Björklund M. & Puustinen S. (eds.), *Maailman kauppajärjestö WTO (World Trade Organization)* (Taloustieto Oy, 2006)
- Bossis, G., *La sécurité sanitaire des aliments en droit international et communautaire, Rapports croisés et perspectives d’harmonisation* (Bruylant, 2005)
- Button, C., *The Power to Protect, Trade, Health and Uncertainty in the WTO* (Hart Publishing, 2004)
- Charnovitz, S., “Exploring the Environmental Exceptions in GATT Article XX,” *Journal of World Trade*, Vol. 25, (1991), available in www.charnovitz.org/JWT.htm (accessed at April 1, 2010)
- Donnery Jr., J. D., *The Great Irish Potato Famine* (Sutton Publishing, 2001)
- Ebbels, D.L., *Principles of Plant Health and Quarantine* (CABI Publishing, 2003)
- Echols, M. A., *Food Safety and the WTO, The Interplay of Culture, Science and Technology* (Springer, 2001)
- Epps, T., *International Trade and Health Protection, A Critical Assessment of the WTO’s SPS Agreement* (Elgar International Economic Law, 2008)
- Ferrières, M., *Histoire des peurs alimentaires, Du Moyen âge à l’aube du XXe siècle* (Éditions du seuil, 2002)
- Fiorentino, R.V., Verdeja, I. and Toqueboeuf, Ch., *The Changing Landscape of Regional Trade Agreements: 2006 Update, Discussion Paper No 12*, at <http://www.wto.org> Regional Trade Agreements Gateway (accessed at March 24, 2011)
- Garrier, G., *Le Phylloxera, Une guerre de trente ans 1870~1900* (Albin Michel, 1989)
- GATT, *Working Group on Techniques and Modalities, Report to the Agriculture Committee* (GATT, COM.AG/W/88, 4 August 1972)

- GATT, *Group 3(e) – Sanitary and Phyto-sanitary Regulations, Note by the Secretariat* (GATT, MTN/3E/W/2, 18 February 1974)
- GATT, *Applicability of the Draft Standards Code to Agriculture: Obligations in Respect of Notification, Consultation and Dispute Settlement in Selected International and Regional Bodies, Note by the Secretariat* (GATT, MTN/AG/W/24, 5 July 1977)
- GATT, *Sanitary and Phytosanitary Regulations, Role and Status of Work of Selected Organizations, Note by the Secretariat* (GATT, MTN.GNG/NG5/W/54, 20 April 1988)
- Jackson, J.H., *World Trade and the Law of GATT* (The Michie Company, 1969)
- Lachiver, M., *Vins, vignes et vignerons, Histoire du vignoble français* (Fayard, 1988)
- League of Nations, *Abolition of Import and Export Prohibitions and Restriction, Commentary and Preliminary Draft International Agreement drawn up by the Economic Committee of the League of Nations to serve as a Basis for an International Diplomatic Conference* (League of Nations, 1927)
- Poli, S., “Adopting International Food Standards: Euro-American Conflicts within the Codex Alimentarius Commission,” in Snyder, F. (dir.) *International Food Security and Global Legal Pluralism* (Bruyant, 2004)
- Preeg, E.H., *Traders in a Brave New World, The Uruguay Round and the Future of The International Trading System* (The University of Chicago Press, 1995)
- Scott, J., *The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures, A Commentary* (Oxford University Press, 2007)
- Shonfield, A., “International Economic Relations of the Western World: An Overall View” Part I in Shonfield, A. (ed.) *International economic Relations of the Western World 1959-1971* (1976, Oxford University Press)
- Warley, T.K., “Western Trade in Agricultural Products,” Part III in Shonfield, A. (ed.) *International economic Relations of the Western World 1959-1971* (1976, Oxford University Press)
- Winham, G. R., *International Trade and the Tokyo Round Negotiation* (1986, Princeton University Press)
- Winham, G.R., *The Evolution of International Trade Agreements* (1992, University of Toronto Press)

《邦文文献》

アダムソン、D.「TPP と動植物検疫・食品安全問題」ケルシー、J.編『異常な契約——TPP の仮面を剥ぐ』(農山漁村文化協会、2011 年)原著 Adamson, D., “Quarantine and Food Safety Issues in a TPPA,” in Kelsey, J. (ed.), *No Ordinary Deal: Unmasking Free Trade and the Trans-pacific Partnership Agreement* (Bridget Williams Books, 2010)

石田信隆「TPP と戦略的経済連携——「開国幻想と決別し整合性ある貿易政策へ」『農林金融』第 63 巻第 12 号(2010 年 12 月)

石田信隆『TPP を考える——「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる』(家の光協会、2011 年)

ウィルソン『食品偽装の歴史』高儀進訳(2009 年、白水社)(原著 Wilson, B., *SWINDLED, From Poison Sweets to Counterfeit Coffee---The Dark History of the Food Cheats*(2008))

橘木俊昭、長谷部恭男、今田高俊、益永茂樹編『リスク学とは何か——リスク学入門 1』(岩波書店、2007 年)

東畑精一『日本農業の展開過程』(初版1936年、復刊1973年、農山漁村文化協会「昭和初期農政経済名著集」③所収)

内閣官房「EPA に関する各種試算」(2010 年 10 月 27 日)

内閣官房「包括的経済連携に関する検討状況」(2010 年 10 月 27 日)

中川淳司、清水章雄、平覚、間宮勇『国際経済法』(有斐閣、2003 年)

農林水産省大臣官房国際部経済連携チーム「EPA/FTA 交渉の現状」(2010 年 12 月)

藤岡典夫『食品安全性をめぐる WTO 通商紛争—ホルモン牛肉事件から GMO 事件まで』(農山漁村文化協会、2007 年)

服部信司「TPP——アメリカの対アジア戦略」『TPP 反対の大義』(農山村文化協会、2010 年)

林 正徳『ジュネーブの食卓——ルソーの時代の食料・農業・農村と食糧安全保障』(農林統計協会、2005 年)

林 正徳「WTO 衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)における「科学」と「調和」概念の形成について」『横浜国際社会科学研究所』第 16 巻第 4・5 号(2012 年 4 月)

ベックマン『西洋事物起源』(二)特許庁内技術史研究会訳(岩波書店、1999 年)(原著 Beckmann, J., *Beyträge zur Geschichte der Erfindungen* (1780-1805))

山下一仁編『食の安全と貿易——WTO/SPS 協定の法と経済分析』(日本評論社、2008 年)

山内一也『史上最大の伝染病牛疫——根絶までの4000年』(岩波書店、2009 年)

《ウェブサイト》

FAO; <http://www.fao.org/> Understanding the Codex Alimentarius – Revised and Updated, Origins of the Codex Alimentarius (accessed at 18 May,2010)

IPPC; <https://www.ippc.int/> About the International Plant Protection Convention, History of the IPPC (accessed at 14 April 14, 2011)

OIE; <http://www.oie.int/about-us/history/> (accessed at 13 April, 2011)

WTO; <http://www.wto.org/> Regional Trade Agreements Gateway (accessed at 24 March, 1011), Understanding the WTO Agreements on Sanitary and Phytosanitary Measures (dated May 1998, accessed at 21 April 2011)